２０２６年度　第３回町田市障がい者施策推進協議会　次第

２０２６年８月１９日（水）１８時３０分～２０時３０分
町田市庁舎２階　２－１会議室

【１】開会

【２】議事

（１）　（仮称）町田市障がい者プラン２７－３２の計画の基本的な考え方について

（２）　（仮称）町田市障がい者プラン２７－３２の現状と課題と主なとりくみ、重点取組について

（３）　町田市障がい福祉事業計画（第８期計画）における「国の指針と町田市の考え方」について

【３】報告事項

（１）2025 年度町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）の振り返りについて

（２）日中サービス支援型グループホームの評価結果（第２回協議会）について

【４】その他

【５】閉会

【配布資料】

・２０２６年度第３回町田市障がい者施策推進協議会　次第
・資料１　　計画の基本的な考え方
・資料２-①　現状と課題と主なとりくみについて
・資料２-②　（仮称）町田市障がい者プラン２７－３２の重点取組（修正案）について
・資料３　　町田市障がい福祉事業計画（第８期計画）における「国の指針と町田市の考え方」について
・資料４-①　町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）2026 年度までの評価指標（2025 年度実績）
・資料４-②　障害福祉サービス等の実績
・資料４-③　サービスに関わる取組の主な実施状況
・資料５　　日中サービス支援型グループホームの評価結果
・参考資料　町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）2025 年度実績に係る資料
・参考資料　協議会から出た意見と対応状況

次回の協議会について
２０２６年度　第４回町田市障がい者施策推進協議会
日時：２０２６年１０月２３日（金）　１８時３０分～２０時３０分（予定）
場所：会議室２－２

計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨　P１

２　基本視点　P２

３　計画の位置づけと期間　P3

４　施策の体系　P４

５　基本理念　P7

６　基本方針　P８

７　施策　P９

1　計画策定の趣旨

町田市（以下、「本市」という。）では、「いのちの価値に優劣はない」を基本理念とした「町田市障がい者プラン２１－２６」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

本市の障がい者施策の上位計画である「町田市地域ホッとプラン」においても、基本理念「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」のもと、人と人とのつながりを深め、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指しています。

また、国においても、2014 年の「障害者の権利に関する条約」の批准を節目に、さまざまな法律の制定や改定が進められました。2022 年５月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定され、2024 年４月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、2025 年６月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人の社会参加や権利保障に向けた法律の整備が進められました。

一方で、障がいのある人の加齢に伴う障がいの重度化、ケアを担ってきた家族の高齢化など、障がいのある人やその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、差別や偏見のない共生社会の実現を図るため、市民一人ひとりが障がいへの理解を深め、合理的配慮の提供を通じた社会的障壁の解消をさらに推進する必要があります。

こうした制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、本市では障がいのある人の地域生活を支える仕組みづくりを推進してきました。2024 年 10 月には、障がい理解の推進と差別の解消を目指して「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を施行しました。また、日常生活における意思疎通のバリアを解消し、障がいのある人とないとのコミュニケーションを保障し社会参加を支えるために、2028 年度の「（仮称）町田市手話言語条例」の制定に向けた取り組みを進めています。

以上の背景を踏まえ、現計画の期間終了に伴い、これまでの成果を継承しつつ、新たな社会課題に対応するための指針として「町田市障がい者プラン２７－３２」を策定し、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、役割を持って自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

2 基本視点

本市は、計画の策定にあたり、３つの視点を軸に検討を進めました。これらの視点は、計画の策定過程だけでなく、様々な施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（１）「障がいのある人」のとらえ方をひろげる

「障がいのある人」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、発達障がいや難病などの人も含みます。そうした障がいや疾病によって生じる「生きにくさ」や、社会環境との間に生じる障壁（バリア）によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

本計画では、「障がいのある人」を支援を受ける対象としてみるだけではなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（２）自分で決めることを大切にする

障がいのある人が、障がいのない人と等しく基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、自分のことは自分で決めることのできる社会の実現を目指します。

「自分に関わることは、自分抜きで決められることのない」という視点を重視し、本計画の策定においても、障がいのある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（３）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいのある人といっても一人ひとりの状況やニーズは異なります。施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活実態のほか、肢体、聴覚、視覚、知的、精神、発達、難病、高次脳機能障がい及びこれらを併せ持つ重複障がいなど、個別の状況にも十分留意した配慮を行います。

特に、障がいのある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいのある子どもには、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があります。

3　計画の位置づけと期間

■　計画の位置づけ

・町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、施策７－１「一人ひとりの個性を大切にする地域をつくる」と連動しています。

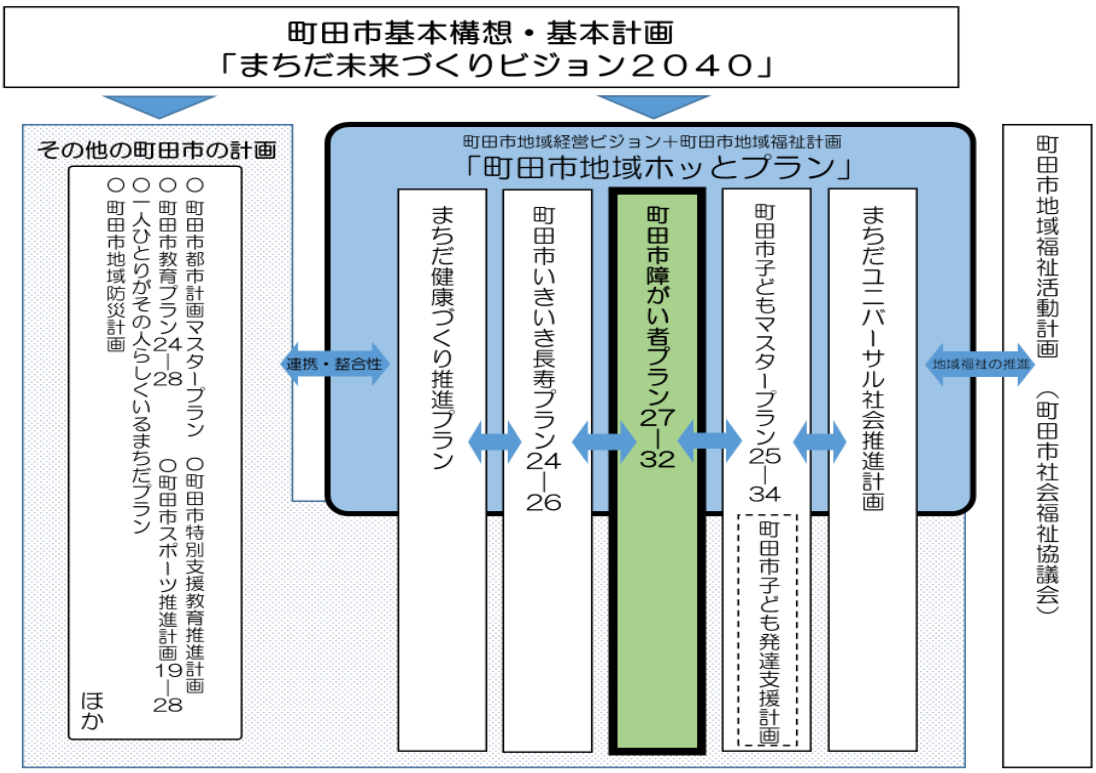
・「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的とした「町田市地域ホッとプラン」の下位計画の１つとして位置づけ、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。

・障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割を持ちます。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	・障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・障がいのある人の施策の基本計画	・障がいのある人の施策の基本理念や方向性	・基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）
町田市障がい福祉事業計画	・障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	・障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）	・障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標	

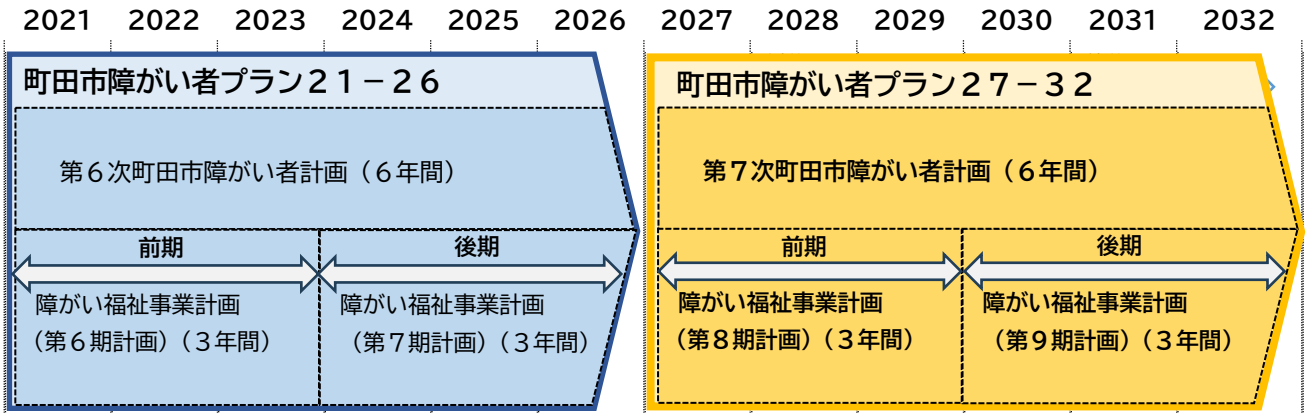
・福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいのある人の暮らし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもち、他の部門計画との整合を図りながら推進していきます。

・なお、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、本市における子ども施策の基本計画である「町田市子どもマスタープラン２５－３４」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画行動計画」として策定されています。



■ 計画の期間

・計画期間は 2027 年度から 2032 年度の６年間です。2027 年度から 2029 年度までの３年間を前期、2030 年度から 2032 年度までの３年間を後期としています。



・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しを行います。

4 施策の体系

計画（２０２７～２０３２年度）		
基本理念	基本方針	施策
いのちの価値に優劣はない ～互いに理解しささえあい、自分らしく暮らせるまちに～	基本方針１ 地域での暮らしを 生涯にわたって 支える仕組みをつくる	施策１ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる 環境を整備する
		施策２ 社会に参加し自分らしさを発揮する
	基本方針２ 障がい理解を促進し、 差別をなくす	施策３ 互いに理解し支え合う共生社会を推進する

	前期計画（２０２７～２０２９年度）
施策目標	**重点取組**
１　相談支援体制の強化	１　相談支援体制の強化
	２　課題を抱え孤立している障がいのある人や家庭への相談・訪問支援
	３　町田市障がい者施策推進協議会における自立支援協議会機能の充実
２　地域生活支援の充実	４　地域生活支援拠点等が有する機能の充実
	５　グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ
	６　短期入所事業所（ショートステイ）の充実と利用の促進
３　保健・医療との連携	７　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
４　安全・安心に暮らせる生活環境の整備	８　避難体制の充実
１　就労・日中活動の充実	９　生活介護事業所の支援力向上と利用の推進
	10　障がいのある人の就労・定着支援の強化に関するとりくみ
	11　障がい者雇用の拡大と定着支援
２　生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	12　スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施
	13　障がいのある人の生涯学習機会の充実
１　障がい理解の促進	14　小・中学生を対象としたパラスポーツ体験教室等の実施
	15　障がい福祉人材の確保方策
	16　心のサポーター養成研修の実施
２　情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実	17　聴覚障がいの理解及び手話の普及促進
	18　情報バリアフリーの推進
	19　行政窓口における意思疎通の環境整備
３　差別解消・権利擁護の推進	20　障がい者差別解消の推進に向けた啓発活動の実施

5 基本理念

いのちの価値に優劣はない

～互いに理解しささえあい、自分らしく暮らせるまちに～

町田市では、障がいのある人の施策において 1998 年から一貫して「いのちの価値に優劣はない」という理念を掲げてきました。

この理念が示す「いのち」には、３つの意味が込められています。

生命　障がいのある人もない人もみな、授かった命を大切にし、尊重されて生きる権利をもっています。

生活　毎日の生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

人生　人生のどのような段階にいるとしても、障がいを理由に制限されることなく自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これら３つの「いのち」を大切にして、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しく輝かせるための取り組みを推進してきました。

また「障がい者プラン 27-32」では、「いのちの価値に優劣はない」というこれまでの基本理念を継承しつつ、本計画の指針となる副題を新たに掲げました。

「～互いに理解しささえあい、自分らしく暮らせるまちに～」

障がいの特性だけでなく、一人ひとりの尊厳や個性を尊重し、対話を通じた相互理解を深めながら支え合うことで、共生社会の実現に取り組みます。また、自らの生活や人生を主体的に選択できる制度・環境を整備していくことで、誰もが社会的な役割を持ち、すべての市民が尊厳を持ちながら自分らしく暮らすことができる、豊かで温もりのあるまちの実現を目指します。

「いのち」の尊さは、障がいのある人もない人もみな同じです。町田市では、市民の誰もが持つこれらの権利を一番大切にして、本計画を策定します。

6　基本方針

本市は、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しく輝かせるために、計画期間の方針を次のように定めます。

1　地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいのある人の加齢に伴う障がいの重度化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいのある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする必要があります。

心と体を健やかに保ち、安心して地域社会の一員として暮らし続けるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいのある人に配慮した取り組みや支援体制の整備を進めることが重要です。

2　障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由とした不当な差別的扱いや、合理的な配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人がいます。

障がいのある方が、分け隔てなく地域社会で共に暮らせる社会を実現するためには、障がい者差別を解消していく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいのある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいのある人の権利を擁護していくことが重要です。

7 施策

本計画では、基本方針と個別の取組の間に「施策」を位置付け、関連する取組を一定の方向性のもとに整理しています。各施策に成果目標を設定することで、計画の進捗状況や取組の成果を把握・評価し、実効性のある計画推進につなげます。

施策１　住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する

障がいのある人の加齢に伴う障がいの重度化や「親なき後」への不安などを踏まえ、希望する地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実が求められています。また、生活課題が複雑化する中、福祉だけでなく保健・医療、防災など多様な分野との連携が重要となっています。

そのため、地域生活を支える基盤や相談支援体制の強化、保健・医療との連携、防災・生活環境の整備を進め、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指します。

▼成果目標

内容	実績	中間見直し（2029 年度）	最終年度（2032 年度）
計画相談支援を利用している市民の割合（%）※1	５６．７（2026 年 6 月時点）	６０．０	後期計画で設定
市内グループホームの入居者数（人）※2	５７９（2025 年度）	６５０	後期計画で設定

※1　実績の算出方法：利用者数 ／ 利用対象者数
（実績値は 18 歳以上の障がい者を対象に算出しており、障がい児は含みません。）
※2　町田市民のみ

施策２　社会に参加し自分らしさを発揮する

障がいのある人が地域で生きがいや役割を持ち、自分らしく生活するためには、就労や日中活動、生涯学習、文化芸術、スポーツ活動など、多様な社会参加の機会が確保されることが重要です。

そのため、就労支援や活動の場の充実、文化芸術・スポーツ活動等への参加促進を図り、一人ひとりの希望や能力に応じて、地域社会の中で自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

▼成果目標

内容	実績	中間見直し（2029 年度）	最終年度（2032 年度）
移動支援事業の利用者数（人）	７５１（2025 年度）	７７４	後期計画で設定
一般就労への移行者数（人）	１０５（2025 年度）	１４９	後期計画で設定

施策３　互いに理解し支え合う共生社会を推進する

障がいのある人が地域で安心して暮らし、社会の一員として共に生活するためには、市民一人ひとりが障がいのある人への理解を深め、互いの違いを認め合うことが重要です。一方で、障がいを理由とする差別や偏見、情報取得や意思疎通における障壁は依然として課題となっています。

そのため、障がい理解の促進や差別解消に向けた取組、情報アクセシビリティや意思疎通支援、権利擁護の推進を図り、互いに理解し支え合う共生社会の実現を目指します。

▼成果目標

内容	実績	中間見直し（2029 年度）	最終年度（2032 年度）
「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を認知している市民の割合（%）	３２．０（2025 年度）	⇧	⇧

※「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」に関する町田ちょこっとアンケートの実施結果より抜粋

現状と課題と主なとりくみ（案）について

施策１　住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する

施策目標１　相談支援体制の強化

現状と課題

【相談支援体制】

・市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」（2025 年度）では、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく暮らすために必要なこととして、障がい者では「困ったときに相談できる場があること」が 39.1％と高くなっています。地域で安心して生活を続けるためには、身近な相談窓口の充実や、必要な支援につながることができる相談支援体制の強化が課題となっています。

・国では基幹相談支援センターを中心とした重層的な相談支援体制の構築が示されており、分野横断的な支援（高齢・生活困窮等との連携）が重要となっています。

・市内５地域にある障がい者支援センターが 2026 年 4 月から基幹相談支援センターとなり、地域の相談拠点としての役割を担っています。

・障がい福祉課では、引き続き基幹相談支援センターとして、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応するとともに、各障がい者支援センターと連携し、相談支援体制の充実を図ります。

・計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。

・80 代の高齢化した親が、障がいがある 50 代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どの相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。8050 問題とも言われ、潜在化・長期化する課題へのアウトリーチ支援の強化が必要です。

【障がいがある人の家族支援】

・市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」（2025 年度）では、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく暮らすために必要なこととして、障がい者では「障がいがある方や高齢者の家族に対する支援があること」が 44.2％と最も高くなっています。本人への支援だけでなく、家族を含めた支援体制の充実や、介護・見守り等を担う家族の負担軽減に向けた取組の推進が課題となっています。

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減する相談支援が求められています。

・障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【相談支援体制】

・障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

・計画相談をおこなう民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
・障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談がおこなえるよう事業所を支援します。
・困り事があっても相談先がわからなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。
・課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。
・障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
・障がい者支援センターは、困り事をかかえる障がいがある人への直接支援に加え、基幹相談支援センターとして地域課題の集約や計画相談支援事業所への後方支援など、地域全体の相談支援体制の充実に向けた取り組みを行います。
・地域のニーズ・情報を常に共有するために、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。
・相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえた支援体制の整備に向けた議論をすすめるため、町田市障がい者施策推進協議会の自立支援協議会機能の活性化に向けた検討を行います。

【障がいがある人の家族支援】
・障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。
・緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。
・子育てに困難を抱える障がいのある方へ必要な支援が確実に行えるように、障がい福祉課は子ども家庭支援センターや子ども発達センターとの連携を強化します。

施策１　住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する

施策目標２　地域生活支援の充実

現状と課題

【障害福祉サービス等】

・障がい福祉サービスの利用者数は年々増加しており、障がいの重度化・高齢化に加え、精神障がいや発達障がいなど多様なニーズへの対応が求められています。

・一方で、サービスの種類や内容が多岐にわたる中で、利用者本人や家族が制度を十分に理解できず、適切なサービス選択につながっていない場合があります。また、潜在的なニーズがありながらも利用に結びついていないケースもみられます。

【障がいがある人の地域での暮らし】

・市内では、2030 年には約 1,000 名程度の知的障がいがある人が 50 歳を超える見込みです。また、その親の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。

・

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえ、障がいがある人の高齢化・重度化や「親なき後」への対応が喫緊の課題となっています。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。

・軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人や医療的ケアが必要な人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。また、障害福祉サービスの実績・経験が少ない事業者の参入や人材の不足という現状を踏まえ、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援や適正な運営の確保が望まれます。

・障がいがある人の移動のための、様々な要望が寄せられています。

【地域生活への移行】

・施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。

・長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【障がいがある人の家族支援】

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

・障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込量を設定し、サービス基盤を整備していきます。

・訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。

・日常生活用具給付事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。
・移動支援事業については、利用者のニーズやサービス提供事業者の動向を注視しながら単価等の見直しに向けた検討を行います。
・支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターを中核とした相談支援体制を整備します。
・障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や研修情報の発信を行います。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
・引き続き、人材確保や人材育成に向けたとりくみをすすめます。
・車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえ、障がいがある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的な配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっていきます。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】
・地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
・障がいがある人が、十分な情報提供を受けた上で、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
・地域生活支援拠点等※の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。
・介護者の急病といった緊急時に備える緊急時予防・対応プランについて、計画相談事業所に対して作成に向けた周知や支援を行います。

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

・特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。
・グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は初度調弁補助など予算の範囲内で可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。
・高齢化や障がいの重度化に対応する日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備をすすめます。
・サービスの透明性や質の確保、地域に開かれた施設運営に向けて、地域連携推進会議の開催支援や会議

への出席を行います。

施策１　住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する

施策目標３　保健・医療との連携

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

・医療機関に対し合理的な配慮の提供について周知・啓発することが求められています。
・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
・精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。
・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。
・保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

施策１　住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する

施策目標４　安全・安心に暮らせる生活環境の整備

現状と課題

【生活環境】

・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内 10 地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。

・市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、男女共用車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレ等が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報を知ることができます。

・市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」（2025 年度）では、障がい者がバリアフリーマップに掲載してほしい施設情報として、「エレベーターの有無」や、「バリアフリートイレ（車いす使用者用トイレ含む）の有無」、「障がい者用駐車区画・思いやり駐車区画の有無」が挙げられています。

・市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」（2025 年度）では、障がい者の 62.2%が、道路を利用する際に問題や不便を感じる箇所が「ある」と回答し、具体的には「歩道がない・狭い」や「歩道を走行する自転車が多くて危険」、「歩道が凸凹している」といった意見が挙げられています。障がい者が安心して外出し、地域で生活するためには、歩行空間の確保や道路環境の改善など、誰もが安全に移動できる福祉のまちづくりの推進が課題となっています。

・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。

・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

・ハード整備に加え、「心のバリアフリー」の推進が重要となっています。心のバリアフリーとは、障がいのある人の困りごとや特性を理解し、必要な配慮を自然に行うことができる意識と行動を指しており、誰もが安心して外出・移動できる環境づくりの基盤となるものです。

【防犯】

・危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、「避難行動要支援者名簿」に登録される人については、順次個別避難計画の作成を呼びかけています。

・災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内に

ある 56 施設と協定を結んでいます。

・市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」を配布しています。

・市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」（2025 年度）では、障がい者の 19.9%が「自宅近くの避難する場所を知らない」と回答し、25.9%が「避難する場所までの経路を確認していない」と回答しています。また、災害や緊急時に不安を感じている障がい者は８割を超えており、具体的な不安として「避難場所での生活（トイレなど)」や「水・食事」、「災害情報の取得」などが挙げられています。障がいのある人が安心して避難できるよう、避難場所や避難経路に関する周知、災害情報の提供、避難所環境の充実を進めていくことが求められています。

主なとりくみ

【生活環境】

・全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、わかりやすい情報提供につとめます。

・障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

・障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

・災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。

・障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

・避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、個別避難計画の作成を推進します。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようとりくみます。

・障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

・個別避難計画の作成を推進するため、作成支援を行う計画相談事業所など福祉専門職等への事業周知を行います。

施策２　社会に参加し自分らしさを発揮する

施策目標１　就労・日中活動の充実

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

・特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。

・強度行動障がいのある人（行動援護スコア 18 点以上）は、2026 年 7 月時点で 136 人です。

・医療的ケア児は、2026 年 4 月時点で 102 人です。

・強度高度障がいのある人や医療的ケア児の受け入れには、専用設備や高度な専門性が必要ですが、市内の事業所数は十分とは言えません。

・就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。工賃・給与水準の向上は引き続き重要な課題であり、工賃向上のためのとりくみや一般就労への移行促進が求められています。

・障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

・障がい者就労・生活支援センター等に登録がある市内在住者を対象とした「町田市障がい者就労・生活支援センター等に関する調査」(2023 年度)では、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所の利用は、「いいえ」が 52.6%になっています。利用していない・利用しなかった理由は、「すぐに就職したかったから」が 32.1%でもっとも多い意見でした。

【企業や公的機関などでの就労】

・一般就労への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

・市内に本社を有する労働者数 100 名以上の企業を対象とした「町田市就労に関する実態調査」（2023 年度）では、職場内で障がいのある従業員への配慮が「ある」と回答した企業は 89.8%となっており、その内容は「業務量への配慮」、「勤務時間への配慮」、「配置に関する配慮」が多く挙げられています。一方、採用前の課題としては「業務の創出・選定」、「従業員の配置」、「企業・職場内での障がい理解」が、採用後の課題としては「業務分担・仕事の創出」、「体調管理」、「人間関係」が多く挙げられています。障がいのある人の雇用を促進するため、企業における受入体制の整備や障がい理解の促進を引き続き進めていくことが求められています。

・市役所の障がい者雇用率は、2025 年度時点で 2.40%と法定雇用率（2025 年度 2.8%、2026 年度 3.0%）に至っていません。雇用の拡大が引き続き課題となっており、会計年度任用職員（非常勤職員）としての職域拡大など採用拡大に向けたとりくみをすすめていきます。

・市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。重層的な支援体制の構築や関係機関の連携強化が求められており、就労・生活の一体的支援が必要です。

・潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につながっていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

・市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

・重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所が将来にわたって安定したサービスを提供できるよう支援していきます。

・日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。

・短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。

・障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

・障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

・市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

・「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。

・市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や町田市条例についても広く周知するためのとりくみをすすめます。

・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはか

ります。

・地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援をすすめます。

・就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所に働きかけをおこないます。

※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無にかかわらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。

・支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

施策２　社会に参加し自分らしさを発揮する

施策目標２　生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

現状と課題

【スポーツ活動】

・市では、障がい者スポーツ大会の開催や障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置などにより、スポーツ機会の提供と環境整備にとりくんでいます。
・スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用がすすんでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツを推進や、合理的配慮の提供を前提とした施設運営の充実が求められています。
・また、東京 2020 大会後においても、共生社会の実現に向けたレガシーの継承が求められており、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致など体験機会の提供に加え、日常的な参加機会の拡充や地域主体の活動への展開をすすめていきます。

【文化芸術活動】

・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体には障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみをおこなうことが求められています。市では、2026 年 4 月に「町田市文化芸術のまちづくり計画」を策定し、目指す姿に“文化芸術を育み笑顔咲くまち～町田で Let’s stART～”を掲げて、誰もが文化芸術に触れ、体験や活動ができる環境づくりにとりくんでいます。
・近年は、鑑賞機会の充実に加え、創作活動への参加や発表の場の広がり、デジタル技術の活用などにより、活動の幅が着実に広がっています。一方で、こうした取組を支える人材や活動の場の確保、継続して取り組める環境づくりについては、引き続き検討が求められています。

【社会教育（生涯学習）】

・国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、生涯学習機会の確保を掲げており、生涯学習センターでは、誰もが障がい等の事情に左右されずに公平に学習することができるよう、生涯学習機会の充実に向けたとりくみを推進しています。
・生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級事業を実施しています。この事業によって、青年たちの自主性が培われ、共生社会への理解促進にもつながっています。しかし、在籍する学級生が多い一方で、ボランティアスタッフは減少傾向にあり、事業の継続が難しくなっているという課題があります。そこで、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを推進します。
・生涯学習センターでは、2020 年度から 2023 年度に障がいがある人のための学習講座を実施し、障がいがある人もない人も共に学ぶことで共生社会への理解を深めています。講座の修了生が団体を立ち上げ、継続した活動に発展しています。
・市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。

・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、読書環境の整備は進みつつありますが、デジタル資料への対応や利用促進が引き続き課題となっています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

・引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

・障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

【文化芸術活動】

・障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

・障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

施策３　互いに理解し支え合う共生社会を推進する

施策目標１　障がい理解の促進

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

・市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。

・障害者差別解消法の改正や町田市条例の制定を受けて、これまで以上に市民・事業者を対象とした法や条例の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプマーク」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。

・このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインのまちづくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。

・一方、市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」（2025 年度）では、障がい者の 63.7%が「心のバリアフリー」について「知らない」と回答しており、心のバリアフリーに関する理解や普及啓発のさらなる推進が課題となっています。また、市のメール配信サービス登録者を対象とした「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例に関する町田ちょこっとアンケート」（2025 年度）では、45.4%が「今の町田市は共生社会のまちになっていない、又は十分ではない」、38.1%が「今の町田市が共生社会のまちになっているかどうかわからない」と回答しています。心のバリアフリーや共生社会に対する市民の理解を深めるとともに、一人ひとりの行動につながる継続的な普及啓発を進めていくことが課題となっています。

・障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。

・ユニバーサルデザインの考え方の普及とあわせて、学校・地域・事業者等と連携しながら、継続的な普及啓発や体験機会の充実を図り、意識の定着や行動の変化につなげていくことが期待されます。

【協働による社会参加】

・聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所でつくった商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けています。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした

協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。
・引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】
・町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
・福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】
・市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。
・学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】
・障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】
・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。
・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

施策３　互いに理解し支え合う共生社会を推進する

施策目標２　情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

現状と課題

【意思疎通支援】

・市では、聴覚障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなっています。

・意思の疎通のため聴覚障がいがある人などから派遣依頼があった場合に、手話通訳者や要約筆記者の人数が足りていないことから、派遣できなかった事例があります。2022 年 9 月に東京都手話言語条例が施行され、市の責務として、「手話に対する理解促進・普及啓発」や「手話通訳者派遣のための人材確保・育成等」等が求められています。

・手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人や点訳奉仕者の増加を求める意見があげられています。

・聴覚障がいがある人を対象とした「町田市手話言語条例に関するアンケート調査」（2025 年度）では、耳が聞こえないことで困る場所として「病院・薬局」が最も高く、次いで「交通機関」、「商業店舗・飲食店」、「公共施設」となっています。また、聴覚障がいのある人に対する情報保障として期待する対応では、「聴覚障がいの特性を理解し、親切に対応してほしい」が最も高くなっています。聴覚障がいへの理解促進や、行政・医療・民間事業者における合理的配慮と対応力の向上が課題となっています。

・また、市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」(2025 年度)では、障がい者が職員の対応や窓口に置いてあると良いと考えられるものとして、「耳マーク、筆談マークの設置」や「代筆・代読等の対応」、「手話ができるスタッフ」、「老眼鏡･拡大鏡」が挙げられており、障がい特性や個々の状況に応じたコミュニケーション支援を充実するとともに、多様な手段による情報提供や窓口対応など、誰もが円滑に意思疎通できる環境づくりが引き続き重要な課題となっています。

【情報の取得】

・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいがある人の情報の取得･利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいがある人が必要な情報に円滑にアクセスすることが求められています。

・デジタル化の進展に伴い、ウェブアクセシビリティの確保や ICT を活用した支援の拡充が重要となっています。

・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版を作成しています。入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。さらに、市のホームページは誰でも利用しやすい状態になっているかの試験を毎年行い、結果を公表しています。

・市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」（2025 年度）では、障がい者の 22.5%が、「広報まちだ」において問題や不便を感じると回答しています。具体的には「文字が小さい」や「情報量が多い（必要な情報が見つけにくい、どこにあるかわ

からない)」といった意見が挙げられ、誰もが必要な情報を容易に理解できるよう、読みやすさや分かりやすさに配慮した情報発信の充実が課題となっています。

・また、市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に実施した「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」(2025 年度) では、2025 年 2 月にリニューアルされた市ホームページについて、障がい者からは「知りたい情報が探しにくい・たどり着きにくい」や「使用されている言葉 (用語) が分かりにくい」といった意見が挙げられています。障がい特性や利用環境に応じて必要な情報を確実に届けるため、ウェブアクセシビリティの向上や多様な媒体を活用した情報提供を進めることが求められています。

【職員の合理的な配慮】

・市では、合理的な配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、ＵＤトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報紙発行などにとりくんでいます。

※ＵＤトーク…コミュニケーションの「ＵＤ＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

・聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。

・離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができる電話リレーサービスや遠隔手話通訳など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。

・引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の育成にとりくみます。

【情報の取得】

・発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

・障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

施策３　互いに理解し支え合う共生社会を推進する

施策目標３　差別解消・権利擁護の推進

現状と課題

【障がい者差別の解消】

・2016 年の障害者差別解消法施行の後、2018 年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、2021 年には障害者差別解消法が改正されたことで、事業者の合理的な配慮の提供が義務化されました。町田市でも、2024 年に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が制定され、障がいを理由とする差別をなくすためのとりくみの推進や相談体制の整備がすすめられています。

・市のメール配信サービス登録者を対象とした「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例に関する町田ちょこっとアンケート」（2025 年度）では、27.7%が過去１年以内に障がい者差別を受けたり、見聞きしたりしたことがあると回答しています。町田市条例の趣旨について理解を一層深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を引き続き推進していくことが求められています。

・法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口に寄せられています。

【権利を守ること】

・選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことがないよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知をおこなったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。

・障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。

・学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかられることが求められています。

・町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、弁護士や社会福祉士等の外部の専門家を委員に含めた権利擁護支援検討委員会を開催しています。本人らしい生活の実現に向けて、支援の方向性や、成年後見制度の利用の必要性、適切な後見人候補者等について検討しています。

・市内では、2030 年には約 1,000 名程度の知的障がいがある人が 50 歳を超える見込みです。また、その親の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる見込みであり、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

・町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間 60 件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止

連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

【職員の合理的な配慮】

・障害者差別解消法や東京都の条例では、市や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的な配慮をおこなうことが義務づけられています。また、2024 年に制定された町田市条例では、市や事業者に加えて、市民に対しても不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的な配慮についても努力義務としています。
・市では、障がいがある人に対して職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的な配慮を実施する必要があります。

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

・誰もがともに生きる社会の実現のために、広く市民・事業者等に対して障がい理解の促進をはかります。
・障がいを理由とする差別の解消を目的とした会議体を、継続して運用していきます。
・障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

・障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。また、選挙の際に円滑に投票することができるよう、投票の手順や支援方法について、希望に応じて障がい福祉施設で出前講座を行います。
・福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きていねいに対応していきます。
・知的障がいや精神障がいがある人の増加に伴い、成年後見制度を必要としている人や、親なき後の問題に不安を抱える人などが制度を理解し利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
・法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

・市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

【職員の合理的な配慮】

・職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
・障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援を

おこないます。

現計画

施策分野：差別をなくすこと・権利を守ること		
重点施策16	障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。	計画冊子74ページ
事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備	
所管課	障がい福祉課	
事業概要	障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有をはかります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の場の検討	会議体の設置 協議の実施 年１回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

次期計画

施策目標：差別解消・権利擁護の推進	
重点取組	障がい者差別解消の推進に向けた啓発活動の実施
所管課	障がい福祉課
事業概要	障がい理解を深め合理的配慮を広める取り組みをさらに推進するため、庁内他部署をはじめ、民間企業、学校、障がい者団体や学生などの多様な主体と連携を図り、協働した普及啓発をおこないます。

現状値	目標値		
2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
多様な主体との協働による普及啓発の 実施回数 年１０回	多様な主体との協働による普及啓発の 実施回数 年１０回	多様な主体との協働による普及啓発の 実施回数 年１０回	多様な主体との協働による普及啓発の 実施回数 年１０回

町田市障がい福祉事業計画（第８期計画）における「国の指針と町田市の考え方」について

（旧）現計画	（新）次期計画
項目１　福祉施設の入所者の地域生活への移行 国の指針（考え方） ・2022年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ・2026年度末時点の施設入所者数を2022年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。 第６期計画※を踏まえた現状・課題 ・第６期計画における地域移行者数は、14人以上の目標に対し、2022年度末で6人、達成率は約43%となっています。 ・第６期計画における施設入所者の削減数は、４人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら2022年度末で1名減となっています。 ・地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。 ・グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。 ・短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。 ・地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。 ※町田市障害者福祉事業計画（第6期計画）	**項目１　福祉施設の入所者の地域生活への移行** 国の指針（考え方） ・2025年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ・2029年度末時点の施設入所者数を2025年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。 第７期計画※を踏まえた現状・課題 ・第７期計画における地域移行者数は、15人以上の目標に対し、2025年度末で11人、達成率は約73%となっています。 ・第７期計画における施設入所者の削減数は、12人以上減の目標に対し、増減を繰り返しながら2025年度末で8名増となっています。 ・地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。 ・グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。 ・短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。 ・地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

町田市の考え方

〇国の考えに基づき、2026年度末時点で、2022年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2026年度末の施設入所者数を2022年度末の5%以上削減することを基本とします。

項目	評価指標
地域移行者数	2022年度末時点の施設入所者数234人のうち2026年度末までに6%（１５人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2022年度末時点の施設入所者数234人を2026年度末までに５%（１２人）以上減らして、２２２人以下にする

町田市の考え方

〇国の考えに基づき、2029年度末時点で、2025年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2029年度末の施設入所者数を2025年度末の5%以上削減することを基本とします。

項目	評価指標
地域移行者数	2025年度末時点の施設入所者数242人のうち2029年度末までに6%（15人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2025年度末時点の施設入所者数242人を2029年度末までに５%（13人）以上減らして、229人以下にする

（旧）現計画	（新）次期計画
項目２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	**項目２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**
国の指針（考え方） ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ・2026年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ・精神病床における早期退院率に関して、入院後３ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。	国の指針（考え方） ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とすることを基本とする。 ・2029年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・65歳未満・75歳以上）および40歳以上の精神病床における1年以上長期入院患者数のうち認知症である者の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ・精神病床への30日以上の再入院率を、退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下にすることを基本とする【新規】 ・2033年度末までに、心のサポーター数が全国で100万人となるよう、将来人口を勘案し、目標値を設定する。【新規】 ・K6という尺度を活用して、住民の心理的ストレスを含む精神的な問題の程度を評価し、住民のこころの状態を把握する。【新規】
第６期計画※を踏まえた現状・課題 ・町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。 ・しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。	第７期計画※を踏まえた現状・課題 ・町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。 ・しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

〇基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。

〇精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。

項目２に関連する重点施策

重点施策４　Ｐ３４

町田市の考え方

〇基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上長期入院患者数」「再入院率」については、広域の調整が必要なため、東京都において設定されます。引き続き、精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。

〇市民や地域支援者を対象に、心のサポーター養成研修を実施しており、今後も継続して実施していきます。

項目２に関連する重点取組

重点取組●　Ｐ●●

（旧）現計画	（新）次期計画
項目３　地域生活支援の充実 国の指針（考え方） ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障がいを有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること 第６期計画※を踏まえた現状・課題 ・第６期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行うこととし、2022年度には指定相談支援事業所２事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実していくことが求められています。 ・相談支援部会においては、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成しました。また、地域の体制づくりにつながる各地域のネットワーク会議の運営状況や会議内容についての確認をおこないました。	**項目３　地域生活支援の充実** 国の指針（考え方） ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、拠点コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。 ・強度行動障がいの状態にある者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。 第７期計画※を踏まえた現状・課題 ・第７期計画期間中には、地域生活支援拠点等について面的整備を行うこととし、2025年度には指定相談支援事業所と短期入所施設２０事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実してていくことが求められています。 ・相談支援部会において、緊急時予防・対応プランの様式を作成し相談支援事業所への普及に努めています。また、地域の体制づくりにむけて各地域の障がい者支援センターが地域会議を行いました。

町田市の考え方

〇市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を充実させます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。
〇強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、市内の支援ニーズを把握します。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年1回以上運用状況の検証・検討を行う。
強度行動障がいの支援ニーズの把握	強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、その支援ニーズを把握する。

地域生活支援拠点に関連する重点施策　重点施策３　Ｐ３３

町田市の考え方

〇市内では、2030年には約1,000名程度の知的障がいがある人が50歳を超える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、年1回以上、運用状況の検証や、更なる機能の充実に向けた支援体制の検討をおこないます。
〇強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、市内の支援ニーズを把握します。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の充実	町田市障がい者施策推進協議会やその部会において年1回以上、運用状況の検証や、更なる機能の充実に向けた支援体制の検討を行う。
強度行動障がいの支援ニーズの把握	強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、その支援ニーズを把握する。

地域生活支援拠点に関連する重点取組　重点取組●　Ｐ●●

（旧）現計画	（新）次期計画
項目４　福祉施設から一般就労への移行等 国の指針（考え方） ・一般就労への移行者数を2021年度の1.28倍以上にする うち　就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍 就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：1.28倍 ・一般就労への移行者が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ・就労定着支援事業利用者数：2021年度の1.41倍以上 ・就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所：２割５分 第６期計画※を踏まえた現状・課題 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は2022年度末で89人となり、目標に達していません。コロナ前の2019年度以前の一般就労者数が増加傾向にあったことから、コロナ禍における企業の有効求人倍率の減少や採用活動の低迷等の影響が大きかったものと推測されます。 ・実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は2022年度末で63人を超えており、とりくみの継続が求められています。 ・2022年度末で10箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率※が8割以上の事業所が全体の5割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。 ※前期計画では、過去3年間の就労定着支援事業の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう	**項目４　福祉施設から一般就労への移行等** 国の指針（考え方） ・一般就労への移行者数を2024年度の1.31倍以上にする うち　就労移行支援事業を通じた移行者数：1.14倍 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.52倍 就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：1.67倍 ・一般就労への移行者が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ・就労定着支援事業利用者数：2024年度の1.47倍以上 ・就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所：２割５分以上 ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する。【新規】 第７期計画※を踏まえた現状・課題 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は2025年度末で105人となり、目標に達していません。法定雇用率の上昇に対し、全国的に就労者数が増加傾向にあったものの、就労移行支援事業等を通じない一般就労が増えているものと推測されます。 ・障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は2025年度末でで55人を超えており、とりくみの継続が求められています。 ・2025年度末で10箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率※が7割以上の事業所が全体の2割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。 ※　過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヶ月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

町田市の考え方

〇福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第7期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
〇働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績90人の1.28倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（116人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績81人の1.31倍以上（107人以上）
	うち就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績の0人の1.29倍以上（1人以上）
	うち就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績7人の1.28倍以上（9人以上）
就労移行支援事業移行率	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業所の利用者数が2021年度実績120人の1.41倍以上（170人以上）
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

町田市の考え方

〇福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第8期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
〇働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2024年度実績114人の1.31倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（149人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2024年度実績99人の1.14倍以上（113人以上）
	うち就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者 2024年度実績の0人の1.52倍以上（1人以上）
	うち就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者 2024年度実績14人の1.67倍以上（23人以上）
就労移行支援事業移行率	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業所の利用者数が2024年度実績124人の1.47倍以上（182人以上）
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

※　過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヶ月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

就労選択事業者数	協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置

※　過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヶ月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

（旧）現計画	（新）次期計画
項目５　相談支援体制の充実・強化等 国の指針（考え方） ・基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 第６期計画※を踏まえた現状・課題 ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援体制のさらなる充実が求められています。	**項目５　相談支援体制の充実・強化等** 国の指針（考え方） ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上でこれらを連携させるとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。 ・相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。【新規】 第７期計画※を踏まえた現状・課題 ・市内5地域に配置した障がい者支援センターが中核となり、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行ってきました。 また、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化といった相談ニーズの多様化、複雑化に対応するため、2026年度から、障がい者支援センターが基幹相談支援センターの機能を担う相談支援体制へと移行しています。 一方で、セルフプラン率は減少傾向にあるものの、依然4割を超えており、対応の検討に向けて地域ニーズや課題を把握していく必要があります。

町田市の考え方

〇町田市の特徴である５つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

項目	評価指標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり	障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実を図ります。 また、地域のニーズ・情報を共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。

項目５に関連する重点施策

重点施策９　Ｐ５０

町田市の考え方

〇町田市の特徴である５つの障がい者支援センターが基幹相談支援センターの機能を担い、相談支援体制の中核として、地域課題の抽出並びに相談支援体制の強化や関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

項目	評価指標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり	障がい者支援センターが基幹相談支援センターの機能を担い、地域の相談支援の充実を図ります。 また、地域のニーズや情報を共有し地域課題を抽出するとともに、支援力向上のため、連絡会や事例検討会を開催します。

項目５に関連する重点取組

重点取組●　Ｐ●●

（旧）現計画	（新）次期計画
項目６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 国の指針（考え方） ・各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。 第６期計画※を踏まえた現状・課題 ・障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。 ・障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。 ・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかられるよう、指導監査の体制の継続が必要です。	**項目６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築** 国の指針（考え方） ・各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。 第７期計画※を踏まえた現状・課題 ・障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。 ・障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。 ・障害福祉サービスの質の向上及び事業所運営の適正化を図るため、東京都との役割分担のもと、法令に基づく指導や助言等を実施します。市内事業所の増加を踏まえ、今後も東京都と連携しながら、指導監査体制の継続・充実に取り組んでいきます。

町田市の考え方

〇利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年１回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2026年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※　対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

町田市の考え方

〇利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年１回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2032年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※　対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

（旧）現計画	（新）次期計画
新規	**項目７** **障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】** 国の指針（考え方） ・各都道府県において、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置することを基本とする。【新規】 ・各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。【新規】 ・各都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施する。また、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施する。【新規】 第７期計画※を踏まえた現状・課題 ・社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。若者から高齢者など幅広い世代で障がい福祉の分野に関心をもってもらえるよう働きかけをおこなうことが必要です。 町田市の考え方 基本指針に掲げられている評価指標は、広域の調整が必要なため、東京都において設定されます。引き続き、障がい福祉人材の確保に向けた取り組みを推進していきます。

町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）　２０２６年度までの評価指標

【２０２５年度実績】

項目１　福祉施設の入所者の地域生活への移行　【計画掲載ページ　Ｐ８３～８４】

項目	評価指標	指標	2024年度時点	2025年度時点
地域移行者数	2022年度末時点の施設入所者数234人のうち2026年度末までに６％（15人）以上の人を地域生活に移行する	15人以上	9人	11人
施設入所者数の削減	2022年度末時点の施設入所者数234人を2026年度末までに5%（12人）以上減らして、222人以下にする	222人以下	238人	242人

項目２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　【計画掲載ページ　Ｐ８５】

指標設定なし

項目３　地域生活支援拠点等※が有する機能の充実　【計画掲載ページ　Ｐ８６～８７】

※地域生活支援拠点等：障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見すえた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。
主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

項目	評価指標	2024年度時点	2025年度時点
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年１回以上、運用状況の検証・検討を行う	短期入所の5事業所を新たに地域生活支援拠点等として指定し、面的整備を進めた。 また、既に指定している指定特定相談支援事業所からケース会議に基づく記録書が6件提出され、相談支援部会において内容を分析、課題の抽出を行い、施策推進協議会に報告した。	相談支援事業所（4事業所）と短期入所（4事業所）の８事業所が新たに地域生活支援拠点等として加わりました。ケース会議に基づく記録書が9件提出され、相談支援部会にて内容を分析、課題の抽出を行い、拠点等が適切に運営されていることが確認されました。

詳細は
障がい者プラン
重点施策3

項目４　福祉施設から一般就労への移行等　【計画掲載ページ　Ｐ８８～８９】

項目	評価指標	指標	2024年度時点	2025年度時点
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績の1.28倍以上　かつ就労系サービスの指標の合計値以上 【2021年度実績】　90人　　【2026年度指標】　116人以上 ※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	116人以上	114人	105人
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績の1.31倍以上 【2021年度実績】　81人　　【2026年度指標】　107人以上	107人以上	99人	95人
	うち就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績の1.29倍以上 【2021年度実績】　0人　　【2026年度指標】　1人以上	1人以上	0人	0人
	うち就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者 2021年度実績の1.28倍以上 【2021年度実績】　7人　　【2026年度指標】　9人以上	9人以上	14人	7人
就労移行支援事業移行率 就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業者 全体の５割以上 就労定着支援事業所の利用者数 2021年度実績の1.41倍以上 【2021年度実績】　120人　【2026年度指標】　170人以上	５割以上 170人以上	7割 124人	9割 199人

項目	評価指標	指標	2024年度時点	2025年度時点
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上 ※就労定着率：過去６年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に４２ヶ月以上７８ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合。	就労定着率 ７割以上の 事業所数 全体の ２割５分以上	就労定着率 7割以上の 事業所数 全体の3割	就労定着率 ７割以上の 事業所数 全体の2割

項目５　相談支援体制の充実・強化等　【計画掲載ページ　Ｐ９０】

項目	評価指標	2024年度時点	2025年度時点
総合的な相談支援・地域の相談支援体制の強化及び地域づくり	障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実をはかります。 また、地域のニーズ・情報をきぃおいう有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。	障がい者支援センター連絡会を年12回開催。毎回テーマを決めて事例検討を行いました。 また相談支援事業所連絡会を３回開催し、対面時にはモニタリングを持ち寄りグループワークを行いました。	障がい者支援センター連絡会を年12回開催。毎回地域課題を明確にした事例検討を行いました。 また相談支援事業所連絡会を３回開催し、対面時には災害時への備えを含めた緊急時の予防等をテーマとし、知識の習得に加えてグループワークによる意見交換を通じ事業所間の連携を図りました。

詳細は
障がい者プラン
重点施策9

項目６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築　【計画掲載ページ　Ｐ９１】

項目	評価指標	2024年度時点	2025年度時点
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 年１回以上	1回	1回
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する 2026年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施 ※対象事業所：社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。	実地指導件数 全120事業所中 36事業所実施 市内の共同生活援助事業所及び短期入所事業所を対象とする集団指導を１回実施した。 ※2021年度～2024年度で86事業所実施（7割）	実地指導件数 全120事業所中 39事業所実施※指導計画の見直しにより、過年度実施事業所についても実施 市内の日中活動系事業所を対象とする集団指導を1回実施した。 ※2021年度～2025年度で104事業所実施（9割）

障害福祉サービス等の実績

障害福祉サービス

サービス名称		掲載ページ	指標（単位）	年度	第6期 2021	第6期 2022	第6期 2023	第7期 2024	第7期 2025	第7期 2026
訪問系サービス（1か月あたり）										
①居宅介護		36 114	利用者数（人）	見込量	547	576	607	588	619	652
				実績値	516	530	561	583	580	
			利用時間（時間）	見込量	9,771	10,289	10,843	10,479	11,031	11,619
				実績値	9,114	9,407	9,837	10,413	11,017	
②重度訪問介護		36 114	利用者数（人）	見込量	140	144	149	132	137	142
				実績値	125	122	119	124	131	
			利用時間（時間）	見込量	38,147	39,237	40,599	35,840	37,197	38,555
				実績値	31,166	31,488	33,651	36,224	39,858	
③同行援護		36 114	利用者数（人）	見込量	137	143	149	108	112	116
				実績値	104	100	106	112	123	
			利用時間（時間）	見込量	3,344	3,491	3,637	2,620	2,717	2,814
				実績値	2,399	2,649	2,724	2,884	3,075	
④行動援護		36 114	利用者数（人）	見込量	19	22	25	48	61	77
				実績値	22	30	34	41	44	
			利用時間（時間）	見込量	482	558	634	1192	1515	1,912
				実績値	517	716	812	884	1,260	
⑤重度障害者等包括支援		36 114	利用者数（人）	見込量	0	0	0	0	0	0
				実績値	0	0	0	0	0	
日中活動系サービス（1か月あたり）										
①生活介護		45 114	利用者数（人）	見込量	1,153	1,193	1,235	1,186	1,212	1,239
				実績値	1,126	1,135	1,143	1,148	1,144	
			利用日数（日）	見込量	23,060	23,860	24,700	23,031	23,536	24,060
				実績値	21,298	21,333	21,188	22,075	22,238	
②自立訓練 （機能訓練）		45 114	利用者数（人）	見込量	6	6	6	1	1	1
				実績値	2	1	2	2	2	
			利用日数（日）	見込量	100	100	100	12	12	12
				実績値	20	8	25	11	11	
③自立訓練 （生活訓練）		45 114	利用者数（人）	見込量	41	45	50	85	96	109
				実績値	51	66	56	51	54	
			利用日数（日）	見込量	665	730	812	1,396	1,577	1,790
				実績値	804	926	730	771	816	
④宿泊型自立訓練		45 114	利用者数（人）	見込量	21	21	21	16	21	28
				実績値	8	9	9	11	8	
			利用日数（日）	見込量	618	618	618	455	597	796
				実績値	224	260	250	287	209	
⑤就労選択支援		45 114	利用者数（人）	見込量					検討	検討
				実績値					2	
			利用日数（日）	見込量					検討	検討
				実績値					8	
⑥就労移行支援		45 114	利用者数（人）	見込量	162	174	187	155	169	185
				実績値	126	130	134	156	152	
			利用日数（日）	見込量	2,579	2,734	2,899	2,532	2,761	3,022
				実績値	2,146	2,169	2,246	2,707	2,434	
⑦就労継続支援 （A型）		45 114	利用者数（人）	見込量	120	120	120	139	143	147
				実績値	123	131	132	113	117	
			利用日数（日）	見込量	2,320	2,320	2,320	2,720	2,799	2,877
				実績値	2,313	2,435	2,435	2,105	2,175	
⑧就労継続支援 （B型）		45 114	利用者数（人）	見込量	842	861	880	945	966	987
				実績値	863	905	952	1,007	1094	
			利用日数（日）	見込量	13,633	13,919	14,211	15,317	15,657	15,997
				実績値	13,377	13,877	14,522	16,354	17,638	
⑨就労定着支援		45 114	利用者数（人）	見込量	65	68	71	82	92	103
				実績値	61	65	78	83	95	
⑩療養介護			利用者数（人）	見込量	54	56	58	45	45	45
				実績値	47	45	45	47	47	
⑪短期入所（福祉型）		45 114	利用者数（人）	見込量	281	314	351	387	476	585
				実績値	224	256	301	346	352	
			利用日数（日）	見込量	1,264	1,349	1,439	1,936	2,381	2,926
				実績値	1,176	1,350	1,496	1,716	1,806	
⑫短期入所（医療型）		45 114	利用者数（人）	見込量	32	33	34	43	47	51
				実績値	28	36	44	24	36	
			利用日数（日）	見込量	237	244	252	312	341	370
				実績値	174	138	180	141	114	
居住系サービス（1か月あたり）										
①共同生活援助（グループホーム）		36 115	利用者数（人）	見込量 （精神）	521 （109）	558 （116）	595 （123）	759 （162）	834 （178）	917 （195）
				実績値 （精神）	576 （137）	629 （162）	667 （184）	716 （203）	799 （242）	
②施設入所支援		36 115	利用者数（人）	見込量	233	232	231	234	234	234
				実績値	238	234	240	242	241	
③自立生活援助		36 115	利用者数（人）	見込量 （精神）	4 （2）	5 （3）	5 （3）	3 （2）	3 （3）	3 （3）
				実績値 （精神）	0 （0）	0 （0）	1 （0）	0 （0）	1 （1）	
相談支援（1年あたり）										
①基本相談支援		53 115		見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
				実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
②計画相談支援	計画相談支援	53 115	利用者数（人）	見込量	2,150	2,265	2,325	2,905	3,364	3,896
				実績値	2,066	2,167	2,290	2,335	2,353	
	指定特定相談支援	53 115	事業所数（か所）	見込量	28	29	30	35	40	45
				実績値	26	27	29	27	28	
③地域移行支援・ 地域定着支援	地域移行支援	53 115	利用者数（人）	見込量 （精神）	4 （4）	5 （5）	5 （5）	13 （13）	19 （19）	27 （27）
				実績値 （精神）	6 （6）	6 （6）	5 （5）	6 （6）	4 （4）	
	地域定着支援	53 115	利用者数（人）	見込量 （精神）	4 （4）	5 （5）	5 （5）	1 （1）	1 （1）	1 （1）
				実績値 （精神）	4 （4）	1 （1）	1 （1）	2 （2）	1 （1）	

障害福祉サービス等の実績

地域生活支援事業

サービス名称		掲載ページ	指標（単位）	年度	第6期 2021	2022	2023	第7期 2024	2025	2026
必須事業（1年あたり）										
①理解促進研修・啓発事業		81 116		見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
				実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
②自発的活動支援事業		57 116		見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
				実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
③相談支援事業	障害者相談支援事業	53 116		見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
				実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	53 116		見込量	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
				実績値	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	53 116		見込量	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
				実績値	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	
④成年後見制度利用支援事業		75 116	（件）	見込量	25	26	27	16	17	18
				実績値	17	14	31	23	41	
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	75 116	（団体）	見込量	1	1	1	1	1	1
				実績値	1	1	1	1	1	
	法人後見及び法人後見監督	75 116	（件）	見込量	24	25	26	35	36	37
				実績値	34	33	33	30	28	
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	65 116	（件）	見込量	1,350	1,350	1,350	1,117	1,106	1,095
				実績値	1,113	997	1,196	1,406	1,397	
	要約筆記者派遣事業	65 116	（件）	見込量	35	40	45	21	18	15
				実績値	15	8	54	44	39	
	手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）	65 116		見込量	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
				実績値	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	
⑦手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）	65 116	（人）	見込量	16	16	16	8	8	8
				実績値	6	8	14	11	9	
⑧日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	37 116	（件）	見込量	60	60	60	66	73	80
				実績値	50	54	39	55	61	
	自立生活支援用具	37 116	（件）	見込量	100	100	100	96	103	111
				実績値	80	83	82	62	32	
	在宅療養等支援用具	37 116	（件）	見込量	70	70	70	69	69	69
				実績値	78	69	60	60	46	
	情報・意思疎通支援用具	37 116	（件）	見込量	170	170	170	103	115	129
				実績値	197	82	73	56	39	
	排泄管理支援用具	37 116	（件）	見込量	9,000	9,000	9,000	9,087	9,478	9,886
				実績値	8,649	8,353	9,898	8,938	9,407	
	住宅改修費	37 116	（件）	見込量	30	30	30	43	62	89
				実績値	15	21	13	9	16	
⑨移動支援事業		37 116	（人）	見込量	720	750	780	627	655	684
				実績値	547	575	629	652	751	
⑩地域活動支援センター機能強化事業		46 116		見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
				実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
①福祉ホーム		37 117	（か所）	見込量	1	1	1	1	1	1
				実績値	1	1	1	1	1	
②訪問入浴サービス		37 117	（人）	見込量	30	30	30	23	23	23
				実績値	22	22	21	23	21	
③日中一時支援		46 117		見込量	検討	検討	検討	検討	検討	検討
				実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
④緊急一時保護		57 117	（日（延べ））	見込量	390	390	390	98	99	100
				実績値	132	96	87	61	81	
⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等		28 117	（事業）	見込量	3	3	3	3	3	3
				実績値	1	3	3	3	3	
⑥自動車運転免許取得・改造助成		46 117	（件）	見込量	16	16	16	11	12	13
				実績値	7	9	6	10	8	
⑦知的障害者職親委託		46 117	（人）	見込量	1	1	1	1	1	1
				実績値	1	1	1	1	1	

障害児通所支援（1か月あたり）

サービス名称	指標（単位）	年度	子ども発達支援計画 2021	2022	2023	子ども発達支援計画 2024	2025	2026
児童発達支援	利用者数（人）	見込量	240	259	259	394	425	456
		実績値	291	355	387	488	542	
	利用日数（日）	見込量	2,400	2,592	2,592	3,310	3,570	3,830
		実績値	2,441	2,977	3,248	3,979	4,860	
医療型児童発達支援	利用者数（人）	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	
	利用日数（日）	見込量	12	12	12	12	12	12
		実績値	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	見込量	2	2	2	3	4	4
		実績値	2	3	2	1	2	
	利用日数（日）	見込量	6	6	6	9	12	12
		実績値	5	9	6	3	3	
放課後等デイサービス	利用者数（人）	見込量	733	755	778	864	895	925
		実績値	752	829	972	1,034	1163	
	利用日数（日）	見込量	8,837	9,103	9,376	10,195	10,561	10,915
		実績値	8,781	9,743	10,829	11,531	13,845	
保育所等訪問支援	利用者数（人）	見込量	35	40	45	82	94	105
		実績値	44	60	64	63	76	
	利用日数（日）	見込量	60	70	80	123	141	158
		実績値	68	91	95	87	126	
障害児相談支援	利用者数（人）	見込量	420	440	470	386	396	407
		実績値	340	341	337	314	307	

サービスに関わる取組の主な実施状況（2025年度実績）

【障害福祉サービス】

サービス分類	サービス名等	2025年度 実 施 状 況
訪問系サービス	共通	計画相談が有効に活用されています。モニタリングでサービスの利用状況等を確認しながら、適切な時間数の見直し（モニタリングで生活状況を確認し、他のサービスの組み合わせなどを提案した見直し）が行なわれています。
日中活動系サービス	生活介護	過去からの継続案件含めて、新規開設・定員増及び減・その他相談が６件ありました。このうち１件が開設に至りました。
	就労継続支援B型	過去からの継続案件含めて、新規開設・定員増及び減・その他相談が５件ありました。
	就労移行支援	運営法人変更および廃止の相談の２件に対応しました。
	就労定着支援	新規開設の相談が２件ありました。うち１件が開設に至りました。
	共通	利用者のニーズに応じて必要なサービス提供を行ないました。
居住系サービス	共同生活援助	介護サービス包括型グループホームの新規開設および増員等の相談に10件対応しました。過去からの継続案件を含め、2025年度は計7ユニットが新規開設されました。また、日中サービス支援型グループホームの新規開設相談には4件対応しました。2025年5月に1件（AMANEKU町田野津田町）が新規開設に至りました。
相談支援	共通	市全体で障がい者支援センター含む相談支援事業所連絡会を年3回開催し、グループワーク等で情報共有、連携を図りました。また地域ごとにも計画相談の事業所やグループホーム等の連絡会を開催し課題を共有しました。
	計画相談支援	特定相談支援事業所に所属する相談支援専門員の質の向上や事業所間の連携促進による担当件数増加に向けて、相談支援事業所連絡会を開催しました。
	地域移行支援・地域定着支援	市内の各病院を訪問し、地域移行にむけた課題を話し合い、,各病院の地域移行の取組を共有しました。

【地域生活支援事業】

サービス名称	事業名等	2025年度 実 施 状 況
理解促進研修・啓発事業		・8月25日に町田市職員を対象に障害平等研修を実施しました。 ・障害者週間（12月1日から5日まで）にあわせて、市庁舎1階みんなの広場で、市内の障がい福祉施設で制作された絵画や陶芸品などを展示する「みんな笑顔の展覧会」を開催しました。 ・11月14日から12月20日まで、金森図書館にて「障がい理解」をテーマとした関連書籍の特集コーナーを設置しました。 ・12月3日の「心のバリアフリーの日」に町田商工会議所との共催で市内協力店に筆談ボードでの対応や、車椅子のサポートなど、各店舗等の事情に応じた合理的配慮を促進するための取組を行いました。
自発的活動支援事業		家族会による電話・面接相談、必要時の訪問・同行支援、研修に対して補助を実施しました。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者支援センターの特定業務や連携強化のために合同研修を7回開催しました。また、特定相談支援事業所と障がい者支援センターの合同研修では、災害時への備えを含めた緊急時の予防等をテーマとし、知識の習得に加えてグループワークによる意見交換を通じ連携を図りました。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターとして障がい者虐待、差別解消に関する相談へ対応しました。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度中核機関を始めとした各関係機関窓口での相談受付、申立支援を継続して実施しました。また、制度周知のための講演会を開催しました。
		後見人等への報酬費用を負担することが困難な方に対して、報酬費用を助成しました。
成年後見制度法人後見支援事業		補助金交付等の支援を継続して実施しました。
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	障がい福祉課窓口において、平日の開庁時間に手話通訳が可能な者を常設し、障がい福祉課窓口だけでなく他課の窓口における聴覚障がい者の意思疎通を支援しました。
	手話通訳者派遣事業	手話を必要とする聴覚障がいのある方の意思疎通を支援するために、2025年度は手話通訳を1,397件派遣しました。
手話奉仕員養成研修事業		町田市手話講習会を通じて手話通訳者等の養成を行い、2025年度は養成コースを9名が終了しました。
日常生活用具給付等事業		南多摩5市との連絡会で情報共有を行いつつ、用具の品目や基準額についてニーズや市場価格等を考慮し見直しに向けた検討を実施しました。
移動支援事業		利用者数と利用時間数については増加傾向にあり、安定した事業継続に向けて事業内容等の検討を行いました。
地域活動支援センター機能強化事業		活動に障がい者支援センター職員も参加して、情報共有したり、プログラムを利用者と共に考え充実を図りました。
福祉ホーム		市内事業所1箇所に補助事業を実施しました。
訪問入浴サービス		自宅で入浴が困難な方へ訪問入浴サービスを行いました。
緊急一時保護		身体障がい・知的障がい・重度心身障がいの3施設で緊急一時保護を実施しました。知的障がい者向けの１床については、事業の継続のため新たに都の事業を活用しました。
スポーツ・レクリエーション教室開催等		障がい児スポーツ教室を実施しました。（サン町田旭体育館34回、町田市子ども発達センタープール29回） 障がい児者水泳教室を実施しました。（7月25日、7月30日） 障がい者スポーツ大会を実施しました。（11月1日）
自動車運転免許取得・改造助成		自動車運転免許取得助成６件、改造費助成４件を実施いたしました。引き続き、町田市ホームページや、障がい者サービスガイドブック等により制度の周知を図りました。
知的障害者職親委託		知的障がいのある人が住み慣れた場所で今後も生活できるよう、関係機関と連携し、事業を継続しています。

日中サービス支援型グループホームの評価結果について

開催日	２０２６年度第２回町田市障がい者施策推進協議会（2026年7月24日（金））
事業者	株式会社ＫＡＮＯＡサポート
事業所名	かのあテラス町田矢部町
評価区分	開設前評価
評価結果	１　評価 　町田市では、医療的ケアが必要な方や介助量の多い重度の障がい者が利用できるグループホームを求めています。 　評価の結果、上記のニーズに対し、人員配置、支援の内容及び質、医療との連携、地域資源との関わり、地域との関わり、金銭管理、防災の各項目において十分とは言えない点が見受けられました。 　つきましては、後述する付帯意見に十分留意し、適切な事業運営を検討してください。また、地域資源や医療機関等と連携し、医療的ケアが必要な方や重度の障がい者の積極的な受入れに努めるとともに、短期入所については、緊急時の受入れが円滑に行えるよう、日頃から万全の体制を整えてください。 ２　付帯意見 ①人員配置 ・人員体制及び夜間体制については、支援が滞ることなく安定的にサービス提供できるよう、入居者の特性や支援量などに応じて加配する等、柔軟な対応に努めること。 ・医療的ケアが必要な方の受入れについて、将来的には検討していくとの説明があったことを踏まえ、今後の医療ニーズの増大に対応できるよう看護師等の専門職の配置に向けた検討に努めること。 ・聴覚障がい者を受け入れるために手話の可能な支援員の配置に向けた検討にも努めること。 ・職員の離職を防ぐ仕組みを構築し、職員が働きやすい環境整備に努めること。 ・有資格者や資格取得者に対する給与等のインセンティブ制度を検討すること。 ②支援の内容及び質 ・高齢化に伴う重度化も見据え、重度の障がい者への支援力を向上させるためにも、支援に必要な知識、技術が習得されるよう、必要な研修（強度行動障害、各障がい特性、生活支援、虐待防止、権利擁護、管理者研修など）の時間を十分に確保すること。 ・管理者やサービス管理責任者が変わっても支援の方向性が変わらないよう、管理者マニュアルを作成するなど、組織的な取組みを推進すること。 ・虐待防止ついては、定期的に虐待防止マニュアル等の読み合わせするなど、具体的な取組みを検討すること。 ・ホーム内における日中活動の充実化を図ること。受け身的なプログラムだけではなく活動的なプログラムを検討すること。 ・食事については、可能な範囲で手作りの食事の機会を増やせるよう検討すること。 ・入居者一人ひとりの障がい特性、生活状況、能力などの項目について的確に把握・分析（アセスメント）し、支援の質の確保に努めること。 ・入居者の高齢化を見据え、将来的な看取りのあり方についても検討すること。 ③医療との連携 ・町田市内の医療（医療機関、訪問診療、訪問歯科、訪問看護等）との連携を積極的に行うこと。 ④地域資源との関わり ・支援困難なケースへの対応力を強化するため、他の障害福祉サービス事業所等の地域資源との連携体制を積極的に構築していくこと。

	⑤地域との関わり ・入居者が地域との交流や社会的な活動に参加できるよう、地域との関わりを具体的に検討し、実施すること。 ⑥金銭管理 ・権利擁護の観点から成年後見制度や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業などの第三者を介して管理する方法についても検討すること。 ⑦防災 ・地震、風水害、火災等に備えた実効性のある防災計画を作成するとともに、定期的に訓練を実施すること。近隣の施設と災害時の協力体制の構築に努めること。

（参考資料）

町田市障がい福祉事業計画
（　第　７　期　計　画　）
２０２５年度実績に係る資料

障害者手帳所持者数および自立支援・難病等の状況について（各年度3月末時点）

身体障害者手帳所持者数

各年度3/31現在

年度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合計		11,455	11,624	11,696	11,682	11,747	11,992	11,998	11,946	11,924	11,888	11,732	11,522	11,406	11,455
等級	1級	3,959	4,011	4,076	4,110	4,131	4,232	4,197	4,170	4,164	4,179	4,091	4,004	3,968	3,948
	2級	1,892	1,884	1,890	1,904	1,922	1,951	1,946	1,977	1,961	1,937	1,932	1,897	1,862	1,864
	3級	1,672	1,737	1,695	1,637	1,612	1,620	1,625	1,601	1,592	1,539	1,521	1,496	1,473	1,476
	4級	2,734	2,806	2,814	2,785	2,809	2,858	2,867	2,854	2,870	2,887	2,850	2,800	2,751	2,788
	5級	587	580	598	603	616	634	628	624	620	617	596	584	593	591
	6級	611	606	623	643	657	697	735	720	717	729	742	741	759	788
障がいの種類	視覚障がい	728	754	769	757	779	786	796	810	817	827	803	791	795	804
	聴覚障がい	989	999	1,017	1,051	1,096	1,149	1,186	1,199	1,247	1,251	1,254	1,244	1,263	1,341
	音声・言語障がい	105	112	115	110	108	115	117	124	130	128	127	121	115	112
	肢体不自由	6,386	6,428	6,385	6,268	6,160	6,187	6,088	5,970	5,827	5,694	5,520	5,366	5,267	5,165
	内部障がい	3,247	3,331	3,410	3,496	3,604	3,755	3,811	3,843	3,903	3,988	4,028	4,000	3,966	4,033
年齢	18歳未満	323	314	311	301	289	289	276	277	284	287	273	255	261	240
	18歳以上	11,132	11,310	11,385	11,381	11,458	11,703	11,722	11,669	11,640	11,601	11,459	11,267	11,145	11,215

愛の手帳（療育手帳）所持者数

各年度3/31現在

年度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合計		2,741	2,845	2,938	3,036	3,153	3,269	3,345	3,427	3,496	3,581	3,682	3,782	3,884	4,023
等級	1度	105	108	119	133	140	148	149	149	149	153	156	157	158	161
	2度	824	841	853	865	889	899	916	924	938	943	948	964	977	993
	3度	668	687	697	693	712	742	742	754	767	771	802	815	832	858
	4度	1,144	1,209	1,269	1,345	1,412	1,480	1,538	1,600	1,642	1,714	1,776	1,846	1,917	2,011
年齢	18歳未満			792	784	806	829	829	817	818	837	861	878	908	967
	18歳以上			2,146	2,252	2,347	2,440	2,516	2,610	2,679	2,744	2,821	2,904	2,976	3,056
年齢	20歳未満	927	956	979	986	1,012	1,024	997	992	1,000	1,005	1,022	1,060	1,098	1,146
	20歳以上	1,814	1,889	1,959	2,050	2,141	2,245	2,348	2,435	2,496	2,576	2,660	2,722	2,786	2,877

精神障害者手帳・難病等の状況

各年度3/31現在

	項　目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
精神関連	精神障害者保健福祉手帳の所持者数	3,233	3,375	3,561	3,825	4,045	4,399	4,784	4,819	5,203	5,607	6,344	6,407	7,051
	精神障害者保健福祉手帳の発行数	1,666	1,709	1,852	2,018	2,227	2,307	2,616	2,311	2,997	2,926	3,418	3,294	3,757
	1級	134	113	116	124	124	135	125	143	174	175	199	174	204
	2級	890	880	959	1,108	1,184	1,281	1,399	1,274	1,638	1,523	1,789	1,704	1,979
	3級	642	716	777	786	919	891	1,092	894	1,185	1,228	1,430	1,416	1,575
	自立支援医療（精神通院）の利用者数	6,430	6,788	7,013	7,614	7,731	8,095	8,397	4,556	9,058	9,995	10,164	9,961	12,385
	国保受給者証発行数（※国保給付係にて確認）	2,040	2,093	2,196	2,480	2,176	2,731	2,736	1,887	2,674	3,115	3,097	2,896	3,463
	地域移行支援　利用者延べ人数	9	6	8	6	4	5	4	2	6	6	4	6	9
	地域移行支援　利用者実人数	8	6	4	6	3	5	4	2	6	6	4	6	9
	地域定着支援　利用者延べ人数	1	1	2	1	2	1	2	6	4	1	1	1	1
	地域定着支援　利用者実人数	1	0	2	1	1	1	2	6	4	1	1	1	1

難病関連	難病医療費助成　受理進達件数（補助金申請件数）	5,013	5,488	5,262	5,806	6,131	6,006	6,227	3,111	6,991	7,196	7,351	7,516	7,437
	①一般難病（更新）	2,510	2,668	2,668	2,840	3,029	2,709	2,756	942	2,947	3,130	3,193	3,449	3,521
	②一般難病（新規）	332	353	524	504	489	514	516	471	589	624	647	592	614
	③人工透析（更新）	732	747	807	810	839	857	884	2	922	916	923	902	884
	④人工透析（新規）	82	93	123	127	138	129	118	127	126	133	122	119	130
	一般難病＋人工透析申請者実数（①+②+③+④）	3,656	3,861	4,122	4,281	4,495	4,209	4,274	1,542	4,584	4,803	4,885	5,062	5,149
	難病患者等ホームヘルプ　利用者実人数	0	3	3	3	3	3	3	5	7	6	6	7	9

※総合支援法に変更

障がい別手帳所持者数および割合

各年度3/3現在

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
身体障害者手帳所持者数	11,624	11,696	11,682	11,747	11,992	11,998	11,946	11,924	11,888	11,732	11,522	11,406	11,455
割合（%）	66%	65%	64%	63%	62%	61%	59%	59%	58%	56%	53%	75%	51%
愛の手帳（療育手帳）所持者数	2,845	2,938	3,036	3,153	3,269	3,345	3,427	3,496	3,581	3,682	3,782	3,884	4,023
割合（%）	16%	16%	17%	17%	17%	17%	17%	17%	17%	18%	17%	25%	18%
精神保健福祉手帳の所持者数	3,233	3,375	3,561	3,825	4,045	4,399	4,784	4,819	5,203	5,607	6,344	6,407	7,051
割合（%）	18%	19%	19%	20%	21%	22%	24%	24%	25%	27%	29%	30%	31%
合計	17,702	18,009	18,279	18,725	19,306	19,742	20,157	20,239	20,672	21,021	21,648	21,697	22,529

障害支援区分別支給決定者数

	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末	2025年度末
区分6	641	682	718	727	732	739	744	765	782	795
区分5	365	393	410	427	432	430	438	435	437	439
区分4	355	375	380	397	401	413	416	434	428	438
区分3	353	375	402	427	442	446	497	519	554	539
区分2	235	228	244	280	353	390	461	502	513	506
区分1	20	13	8	9	15	15	15	15	21	17
区分なし	1,047	1,043	1,123	1,178	1,147	1,203	1,317	1,314	1,370	1,501
総計	3,016	3,109	3,285	3,445	3,522	3,636	3,888	3,984	4,105	4,235

サービス別障害支援区分支給決定者数（2026年3月31日時点）

【訪問系サービス】

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
区分6	180	123	5	26
区分5	94	8	4	14
区分4	93	7	24	2
区分3	189	0	28	0
区分2	216	0	5	0
区分1	9	0	4	0
区分なし	44	0	118	16
総計	825	138	188	58

【日中活動系サービス】

	生活介護	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
区分6	617	0	0	0	0	11	0	48	286
区分5	353	0	0	1	1	49	0	0	208
区分4	173	1	0	4	3	163	1	0	192
区分3	50	4	0	3	6	274	1	0	170
区分2	3	8	5	4	18	180	11	0	138
区分1	0	0	0	0	0	2	1	0	6
区分なし	0	41	5	155	146	644	113	1	272
総計	1,196	54	10	167	174	1,323	127	49	1,272

【居住系サービス】

	共同生活援助	施設入所支援
区分6	148	202
区分5	148	45
区分4	156	6
区分3	195	4
区分2	165	0
区分1	1	0
区分なし	11	0
総計	824	257

日中活動系サービスの状況

１．生活介護

	法人名	事業所名	開所年度2012以降	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）	2025.4.1 定員（名）	2025.4.1 実員（名）
1	社会福祉法人　ウィズ町田	赤い屋根		40	48	40	48
2		なないろ		60	62	65	63
3	社会福祉法人　合掌苑	町田市わさびだ療育園		20	25	20	24
4	社会福祉法人　共働学舎	小野路共働学舎		20	24	20	24
5		湯舟共働学舎		30	36	30	37
6	社会福祉法人　紫苑の会	シャロームの家		60	70	60	69
7		といろ		20	16	20	17
8	社会福祉法人　地の星	ベロニカ苑		60	62	60	63
9	社会福祉法人　つぼみの家	町田ゆめ工房		20	24	10	12
10	社会福祉法人　まちのひ	町田かたつむりの家		40	42	40	42
11		町田生活実習所	2021	45	51	45	50
12		サポートセンター町田とも	2013	40	42	40	43
		ＡＴＯＭ（2024年度閉所　富士第二に統合）					
13	社会福祉法人　ボワ・すみれ福祉会	花の家		70	88	70	88
14		花の郷		60	60	60	63
15		ボワ・アルモニー	2017	15	15	15	15
16	社会福祉法人　みずき福祉会	町田福祉園		115	109	115	112
17	ＮＰＯ法人　あ・うん	プラスアルファ		20	14	20	14
18		エタラカ活動室	2021	20	15	20	14
19	社会福祉法人　つるかわ学園	つるかわ学園　※入所者・GH入居者用		60	58	60	57
20	社会福祉法人　東京援護協会	町田荘　※入所者用		40	36	40	39
21	ＮＰＯ法人　プラナス	プラナスクリエイティブセンター	2015	20	14	20	13
22	一般社団法人　なれっじ・ネットワーク	ぴっころもんど	2015	5	38	5	6
23	社会福祉法人　まちだ育成会	かがやき（あい）		20	29	20	29
24		町田市美術工芸館	2017	30	43	30	41
25		町田市大賀藕絲館	2017	20	26	20	26
26		ひかり療育園		25	47	25	46
27	一般社団法人　福祉心話会	しんわ常盤事業所　町田事業所が管理事務所		40	38	35	37
28		しんわ常盤支所					
29	一般社団法人　UNION	MERRILY	2019	20	16	20	17
30	U-ＬＩＦＥ合同会社	結（むすぶ）	2023	20	26	20	17
31	特定非営利活動法人ハーモニー	ハーモニー	2024	20	12	20	5
32	社会福祉法人南町田ちいろば会	通所介護事業所みぎわホーム	2024	10	1	10	1
33	一般社団法人ディスカバリー	Ｐｕｅｂｌｏ	2024	20	24	20	36
34	有限会社Ｇ	きららぶどうの木	2025	20	14	20	3
	合計			1085	1183	1025	1128

2．就労移行支援

	法人名	事業所名	開所年度2012以降	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）	2025.4.1 定員（名）	2025.4.1 実員（名）
1	社会福祉法人　つるかわ学園	支援センター　ソラール		0	0	6	3
2	社会福祉法人　まちのひ	ひあたり野津田		6	0	6	0
3	ウェルビー　株式会社	ウェルビー町田市役所前センター	2014	20	19	20	21
4		ウェルビー町田駅前センター	2016	20	26	20	30
5	株式会社　ココルポート	Cocorport町田駅前Office	2015	20	23	20	25
6	一般社団法人　ルミノーゾ	ルミノーゾ町田	2017	20	19	20	19
7		ルミノーゾ町田　シバヒロ前	2018	20	18	20	18
8	株式会社　Pleasant life	ハンドシェイク	2019	13	10	13	9
9	株式会社　ワンイレブン	ワンブリッジ町田	2019	20	17	20	15
10	株式会社　アイペック	ディーキャリア町田オフィス		20	17	20	15
	合計			159	149	165	155

3．自立訓練

	法人名	事業所名	開所年度2012以降	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）	2025.4.1 定員（名）	2025.4.1 実員（名）
1	株式会社　ココルポート	Cocorport colledge町田駅前キャンパス	2021	20	31	20	33
2	社会福祉法人　コメット	原町田スクエア		6	4	6	8
3	社会福祉法人　つるかわ学園	支援センター　ソラール				9	6
	合計			26	35	35	47

4．宿泊型自立訓練

	法人名	事業所名	開所年度2012以降	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）
1	社会福祉法人　つるかわ学園	町田通勤寮	2016	20	23	30	15
2	医療法人社団　正心会	すてっぷ		20	3	20	13
	合計			40	26	50	28

5．就労継続支援A型

	法人名	事業所名	開所年度2012以降	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）	2025.4.1 定員（名）	2025.4.1 実員（名）
	-	-	-	-	-	-	-

6. 就労継続支援Ｂ型

	法人名	事業所名	開所年度2012以降	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）	2025.4.1 定員（名）	2025.4.1 実員（名）
1	社会福祉法人　愛の鈴	町田おかしの家		30	27	30	27
2	社会福祉法人　ウィズ町田	なないろ		45	42	45	43
3		第2赤い屋根	2013	20	19	20	19
4	社会福祉法人　つぼみの家	町田ゆめ工房		20	24	10	12
5	社会福祉法人　まちのひ	ひあたり野津田		34	34	34	32
6		富士作業所（ベーカリーひあたり・公民館喫茶含む）		20	26	32	31
7		富士清掃サービス(富士第二作業所(旧ATOM)含む)		40	55	40	58
8	社会福祉法人　ボワ・すみれ福祉会	ボワ・アルモニー		25	26	25	26
9		花の家（クッカ広場）	2016	30	27	30	26
10	社会福祉法人　まちだ育成会	かがやき（きぼう）		40	50	40	51
11		町田市美術工芸館		30	29	30	30
12		町田市大賀藕絲館(まちだ名産品の店　心和含む)		40	42	40	42
13		こころみ		21	21	20	20
14	社会福祉法人　コメット	原町田スクエア		94	105	94	104
15	ＮＰＯ法人　アミティ町田けやき	喫茶けやき		20	21	20	21
16	ＮＰＯ法人　クローバーの会	クローバーの会		20	14	20	16
17	ＮＰＯ法人　ワークショップハーモニー	ワークショップ七国山		20	13	20	13
18	ＮＰＯ法人　町田フレンズサポート	福祉レストラン　フレンズ		20	26	20	29
19	ＮＰＯ法人　町田リス園	町田リス園		20	20	20	20
20	ＮＰＯ法人　Ｌａ　Ｍａｎｏ	クラフト工房　Ｌａ　Ｍａｎｏ		40	47	40	44
21	一般社団法人　あんべるどかねる	黎音（れおん）	2013	20	30	20	32
22	一般社団法人　リガーレ	森工房	2014	20	26	20	26
23		サエラ	2020	20	21	20	24
24	社会福祉法人　クラブハウス町田	ラ・ドロン	2012	20	11	20	13
25	NPO　やまぼうし	エッグドーム・スローワールド	2025	20	10	11	9
26	株式会社　野村フーズ	ノーマライゼーションK		10	15	20	15
27	株式会社　野村フーズ	ノーマライゼーションA	2022	15	27	20	24
28	一般社団法人　福祉心話会	しんわ町田事業所		29	19	20	21
29	社会福祉法人　地の星	ベロニカ苑Ⅱ	2017	20	9	20	10
30	一般社団法人　光明福祉会	お～くらいど	2020	20	24	20	19
31	かがやき　株式会社	かがやき町田夢工場		20	11	20	11
32	株式会社　ノエ	羽工房	2022	20	42	20	41
33	一般社団法人　ディスカバリー	HSCレスタブル	2023	20	23	20	23
34	株式会社　クロニクル	クロニクルワークス町田相原	2023	20	18	20	12
35	トライデント　株式会社	あいとぴあエンタメアカデミー	2025	20	26	20	19
	合計			923	980	921	963

7．放課後等デイサービス

	法人名	事業所名	開所年度（2012制度移行～）	2026.4.1 定員（名）	2026.4.1 実員（名）	2025.4.1 定員（名）	2025.4.1 実員（名）
1	社会福祉法人　ボワ・すみれ福祉会	ボワ・コンサール		10	45	10	46
2		ボワ・フルール（2024年4月1日から休止。再開時期未定）					
3		ボワ・エール	2017	10	49	10	45
4	NPO法人　はらっぱ	つくしんぼ		10	30	10	31
5	株式会社　スリーフィールド	トゥモローフィールド　町田		10	32	10	32
6	NPO法人　あ・うん	でんでん虫の家・町田		10	47	10	49
7	NPO法人　レ・マーニ	レ・マーニ	2013	10	38	10	40
8	社会福祉法人　ウィズ町田	あらぐさ	2013	10	25	10	23
9	株式会社ナカミチ	ナカミチ児童デイサービス本町田	2014	10	35	10	34
10		ナカミチ児童デイサービス忠生	2015	10	23	10	23
11	NPO法人　はとぽっぽ	地域生活支援センターかのん	2014	10	32	10	28
12	株式会社　つぼみ	つぼみクラブ	2014	10	40	10	38
13		つぼみ　アウラ	2016	10	50	10	45
14		つぼみ　フィオーレ	2022	10	62	10	68
15	株式会社　アイケア	放課後等デイサービスアイ・ランド町田	2014	10	28	10	29
16		アイ・らんど成瀬	2015	10	33	10	35
17		アイ・らんど忠生	2016	10	43	10	45
18	キンダー株式会社	放課後等デイサービス　キンダーハウス	2017	10	16	10	22
19		放課後等デイサービス　キンダー	2016	10	20	10	20
20	株式会社　現代企画	ハッピーテラス町田駅前	2015	44	39	10	43
21	株式会社　ヒーローズコーポレーション	星の王子	2015	10	32	10	34
22	一般社団法人　なれっじ・ネットワーク	ぴっころもんど	2015	5	11	5	29
23	株式会社ＩＤＳＥ	運動療育で生きる力を育む シエル　町田教室	2015	10	30	10	38
24		運動療育で生きる力を育む シエル　中町教室	2017	10	34	10	34
25	NPO法人空の翼	ウィングまちだ成瀬	2015	10	12	10	64
26	有限会社G	重症心身障がい児放課後等デイサービスきらら	2003	7	21	7	17
27	株式会社オン・ザ・プラネット	Kidsテラス木曽西	2016	10	36	10	36
28	株式会社ムック	わいわいプラス町田教室	2016	10	25	10	22
29	Ｆｉｔｓ横濱株式会社	おもちゃ箱まちだ	2022	48	30	10	20
~~30~~	株式会社ヒーローズコーポレーション	星の翼（2024/11廃止）	2019				
31	株式会社　ぱすてる	ぱすてるもあ	2020	10	65	10	40
32	ニッテム株式会社	放課後等デイサービス　Steady step	2020	10	32	10	32
33	株式会社　メディカル・スカイ	おおぞらプラザ	2020	10	24	10	25
34	株式会社　ラモードラメア	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー町田小山町	2021	47	40	10	37
35	らいふでざいん株式会社	annie youth	2021	10	18	10	18
36	株式会社　VIDA　CRUISE	ジラソーレユナイテッド	2021	10	25	10	20
37	株式会社横浜アカデミー	テラスさくら町田(2025/4廃止)	2021				
38	合同会社　はすの実	せみころん南町田	2021	10	10	10	12
39	ル・アンジェ　株式会社	放課後等デイサービス　マルシュ町田センター	2021	10	16	10	20
40	株式会社Ｋ＆Ｋ	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー町田中町	2022	10	17	10	17
41	株式会社ラーナバウト	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー町田成瀬	2022	45	39	10	32
42	合同会社フェアリエル福祉会	ペリウィンクル町田クラブ	2022	10	19	10	13
43	一般社団法人光明福祉会	にこまる（「はなまるキッズ」から名称変更）	2022	10	22	10	24
44	ＮＩＣＯａ合同会社	ニコア	2022	10	43	10	34
45	医療法人社団草童会	南町田発達支援室マナココ	2022	10	62	10	61
46	特定非営利活動法人太陽の村	太陽の村　ウェルフェーション成瀬駅前	2023	10	23	10	20
47	合同会社ＺＥＳＴ　ＦＯＲ　ＬＩＦＥ	放課後等デイサービス　ＺＥＳＴ町田	2023	5	20	5	22
48	株式会社Ｏ．Ｃ	ドレミファソライズＦＣ町田	2023	10	39	10	39

49	株式会社Ｎｅｗ　Ｖａｌｌｅｙ	マーチ	2024	10	34	12	35
50	株式会社Ｋ＆Ｋ	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー町田森野	2024	10	30	10	26
51	スマイルこもんず株式会社	自由な学び場ＳＯＵ！	2024	10	44	10	18
52	株式会社ナカミチ	ここはぐ	2024	10	18	10	18
53	合同会社めぶき	もみのき	2024	10	21	10	21
54	合同会社ＣＨＡｉＮＯＮ	放課後等デイサービス　Ｌｉｌｙ	2024	10	12	10	1
55	ＧＬＯＢＡＬ　ＣＯＮＮＥＣＴ　ＨＥＡＲＴＳ株式会社	こどもプラス町田森野教室	2024	10	27	10	2
56	学校法人日本聾話学校	ライシャワー学園　きこえサポートセンター	2024	10	25	10	23
57	株式会社ナカミチ	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー南町田	2025	10	36	10	18
58	合同会社めぶき	重心型放課後等デイサービス　きっずがれーじ	2025	5	10	10	21
59	合同会社ＣＨＡｉＮＯＮ	ありんくりん町田	2025	10	20	10	1
60	ＧＬＯＢＡＬ　ＣＯＮＮＥＣＴ　ＨＥＡＲＴＳ株式会社	児童発達支援／放課後等デイサービスＨａｇｕｍｉｋｉｄｓ	2025	10	24	10	2
61	学校法人日本聾話学校	ＴＡＦＦ町田成瀬校	2025	10	11	10	23
	合計			661	1643	519	1600

グループホームの状況
（2026年3月31日時点）

No	法人名	事業所名	住所	主な対象障がい	定員					利用者					空床
					計	男	女	サテライト	短期枠	計	男 利用者数	男 市民	女 利用者数	女 市民	
1	社会福祉法人まちのひ	はくほうホーム　アイビー	下小山田町2728-4	知	7	7			2	7	7	7			0
2		オリーブ	本町田3047-43	知	5		5			5			5	5	0
3		まがけやまびこの杜	町田市＊	精	5	5				5	5	5			0
4		まがけふくろうの郷	町田市＊	精	5		5			4			4	3	1
5		りびんぐ富士	町田市＊	精	6	6				5	5	3			1
6		はばたき	町田市＊	精	4	4				4	4	3			0
7		こだま	町田市＊	精	7					7	4	4	3	3	0
8		たんぽぽ	町田市＊	精	7					7	5	5	2	2	0
9	社会福祉法人つるかわ学園（本部）	ラピス	真光寺町187-1	知	7	4	3			7	4	4	3	3	0
10		のづた	野津田町1055	知	9	5	4			9	5	5	4	3	0
11	社会福祉法人つるかわ学園（フクシア）	わかば寮	南成瀬2-6-4 センチュリーハイツ4　207・307	知	5		5			5			5	1	0
12		南成瀬寮	南成瀬2-6-4 センチュリーハイツ4　206・305	知	5	5				5	5	2			0
13		あかね寮	南成瀬7-20-7 センチュリーハイツ13 101・102	知	5	5				5	5	1			0
14		おがわ寮	南成瀬7-5-1サンホワイト M701 13・22・23	知	4		4			3			3	2	1
15		町田いぶき寮	南成瀬6-1-8 コーポ朝日101・102・103・105・202・203・205	知	6	5	1			6	5		1	1	0
16		すばる寮	南成瀬3-7-12　サンホワイトM-301　15・21・23	知	5	4	1			5	4	1	1	1	0
17		こだま寮	南成瀬1-4-8 センチュリーハイツ6-103・104	知	5	5				5	5	3			0
18		ひかり寮	南成瀬1-4-8 センチュリーハイツ6-101・203	知	5	5				5	5	1			0
19		成瀬寮	南成瀬1-6-7 センチュリーハイツ6-204・304	知	5		5			5			5	3	0
20		はるな寮	南成瀬2-32-27 サンホワイトM-203　11・22・23	知	6		6			5			5		1
21		あおぞら寮	南成瀬3-11-17	知	5	5				5	5	3			0
22		つばさ寮	南成瀬3-5-7　サンホワイトM-309 21・23・24・25	知	6	6				5	5				1
23		ひびき寮	南成瀬3-7-12 サンホワイトM-301　11・12・13・14	知	6	6				6	6	3			0
24		かえで寮	南成瀬2-23-6 サンホワイトM-205　13・14・22	知	5	3	2			4	2	2	2	1	1
25	特定非営利活動法人結の実	ホーム・まな	西成瀬1-39-13	知	6	6				6	6	6			0
26		ホーム・ゆい	木曽東3-25-47	知	7		7			6			6	5	1
27	有限会社あすなろケミカル	グループホームあすなろ	根岸2-9-8	知	7	4	3			7	4	4	3	2	0
28	社会福祉法人共働学舎	桜ヶ丘生活寮	小野路町2215	身・知・精・難	4	3	1			4	3	3	1	1	0
29		黒川第一生活寮	小野路町2856	身・知・精・難	4	3	1			4	3	2	1	1	0
30		黒川第二生活寮	小野路町2856	身・知・精・難	4	3	1			4	3	2	1	1	0
31		小野路第二生活寮	小野路町2209	身・知・精・難	4	2	2			4	2	2	2	2	0
32		小野路生活寮	小野路町2203	身・知・精・難	4	3	1			4	3	3	1	1	0
33		大畑第一生活寮	小野路町3034-1	身・知・精・難	4	4				4	4	4			0
34	社会福祉法人地の星	ひかり神社前	成瀬4-5-20	知	10	6	4		2	10	6	6	4	4	0
35		ひかり	成瀬7-10-6　411・509	知	4		4			4			4	4	0
36		つばさ	成瀬8-13-6	知	4	4				4	4	4			0
37	社会福祉法人みずき福祉会	しえる常盤	常盤町3582-7	知	4	4				4	4	3			0
38		しえる	図師町602-1 1階	知	5	5				5	5	4			0
39		しえる　らて	図師町602-1 2階	知	5	5				5	5	4			0
40	社会福祉法人クラブハウス町田	エスポワール町田	町田市＊	精	5					3	3	3			2
41	特定非営利活動法人ぶどうの木	おはな	町田市＊	知・精	8	4	4			7	4	4	3	3	1
42		ばろん	町田市＊	知・精	6		6			6			6	6	0
43		みおん	町田市＊	知・精	5	5				5	5	3			0
44		あんど	町田市＊	知・精	7	7				7	7	6			0
45		わおん	町田市＊	知・精	5	5				5	5	4			0
46		あいわ	根岸町1008-2	知	5		5			5			5	5	0
47		ゆうわ	根岸町1008-2	知	5	5				5	5	5			0
48	特定非営利活動法人ゆうじん	ゆうじんL	大蔵町1632-1 アウステル（101・104・105・106・107）	知	4					3	2	2	1	1	1

No	法人名	事業所名	住所	主な対象障がい	定員					利用者					空床
					計	男	女	サテライト	短期枠	計	男		女		
											利用者数	市民	利用者数	市民	
49	特定非営利活動法人ゆうじん	ゆうじんK	大蔵町1632-1 アウステル（109・110・111・112・113）	知	4					3	2	2	1	1	1
50	社会福祉法人ウィズ町田	まいんA	根岸1-15-30	知・身	4	4			1	4	4	4			0
51		まいんB	根岸1-15-30	知・身	4		4		1	4			4	4	0
52	NPO東京ハンディキャップサポートセンター	輪が家Ⅰ	金井ヶ丘3-28-4　A１F	知	3	3				3	3	3			0
53		輪が家Ⅱ	金井ヶ丘3-28-4　A２F	知	7	7				7	7	7			0
54		輪が家Ⅳ	金井ヶ丘3-28-4　B２F	知	4		4			4			4	4	0
55	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	ボワ・ミニヨン	木曽西2-6-12	知	5	3	2			5	3	3	2	2	0
56		ボワ・クレール	木曽西2-6-12	知	5	3	2			4	3	3	1	1	1
57		あかね	木曽西3-11-8	知	4	4				4	4	4			0
58		であい	木曽西3-11-8	知	3	1	2		1	3	1	1	2	2	0
59		ひなた	木曽西3-11-8	知	7	7				7	7	7			0
60	社会福祉法人愛の鈴	ケアホーム愛の鈴（Ⅰ）	根岸2-28-14	身・知	5		5			5			5	5	0
61		ケアホーム愛の鈴（Ⅱ）	根岸2-28-14	身・知	5	5				4	4	3			1
62	社会福祉法人まちだ育成会	レッド館	根岸1-8-11	知	7	7			1	7	7	7			0
63		オレンジ館	南大谷6-1-7	知	9	6	3		1	8	6	6	2	2	1
64		ブルー館	森野２−２−４６−１０７・１０９	知	4	2	2			4	2	2	2	1	0
65	一般社団法人福祉心話会	しんわ町田ホーム	下小山田町4013-24	知	7	4	3			6	4	4	2	2	1
66		しんわ常盤第一ホーム	常盤町3131-1A棟	知	4		4			3			3	3	1
67		しんわ常盤第二ホーム	常盤町3131-1B棟	知	4	4				4	4	3			0
68		しんわ常盤第三ホーム	常盤町3131-1C棟	知	4	4				4	4				0
69		しんわ南大谷第一ホーム	南大谷804-22	知	4		4			3			3	2	1
70		しんわ南大谷第二ホーム	南大谷804-22　B棟	知	4		4			2			2	2	2
71		しんわ本町田第一ホーム	本町田1165-2　B棟	知	4	4				4	4	3			0
72		しんわ本町田第二ホーム	本町田1165-2　C棟	知	4	4				4	4	3			0
73		しんわ本町田第三ホーム	本町田1149-3	知	4		4			3			3	1	1
74		しんわ本町田第四ホーム	本町田1315-1　B棟	知	4	4				4	4	4			0
75		しんわ本町田第五ホーム	本町田1315-1　フロレスタA-1号室	知	3	3				3	3	2			0
76		しんわ本町田第六ホーム	本町田1315-1　フロレスタA-2号室	知	3	3				3	3	1			0
77		しんわ本町田第七ホーム	本町田1315-1　フロレスタA-3号室	知	3	3				3	3	1			0
78		しんわ下小山田ホーム	下小山田町4018-25	知	4	4				4	4	3			0
79		しんわ上小山田ホーム	上小山田町2881-2	知	4	4				4	4	2			0
80	社会福祉法人コメット	あいむA	町田市＊	精	3					3	3	3			0
81		あいむB	町田市＊	精	3					3	3	3			0
82	株式会社ノエ	グループホームあい羽	町田市＊	精	5			1		5	5	4			0
83		グループホームひかりの羽	町田市＊	精	5			1		5	2	1	3	3	0
84		グループホーム虹の羽	町田市＊	精	5			1		5	1		4	1	0
85		グループホーム夢の羽	町田市＊	精	5			1		5			5	4	0
86		グループホーム金の羽	町田市＊	精	5			1		5	5	3			0
87		グループホーム銀の羽	町田市＊	精	5			1		5			5	4	0
88		グループホーム星の羽	町田市＊	精	4					4	2	2	2	1	0
89		グループホームいやしの羽	町田市＊	精	4					4			4	3	0
90	特定非営利活動法人Somewhere	サニーサイド小山田	町田市＊	精	6	4	2			4	3	3	1	1	2
91	合同会社ユナイテッドアジア	グリーンリーフ	成瀬1-18-4　グリーンタウン成瀬D２	知・精	4	4				4	4	1			0
92		スカイリーフ	成瀬1-18-3　グリーンタウン成瀬C２	知・精	4	4			1	4	4				0
93		ネイビーリーフ	南成瀬4-11-３３号棟2号	知・精	4					3	3	2			1
94		レモンリーフ	南成瀬4−11−3　3号棟1号	知・精	4					3	2	1	1	1	1
95		オレンジリーフ	成瀬1-17-3　グリーンタウン成瀬F２	知・精	5		5		1	4			4	1	1
96		ローズリーフ	成瀬1-17-4　グリーンタウン成瀬E１	知・精	4		4			3			3	2	1
97	社会福祉紫苑の会	アイリス	金森東1-24-16	知	5		5		1	5			5	5	0
98		希望の樹 SAKURA	旭町3-15-5	知	4	4				4	4	4			0
99		希望の樹 SAKURAⅡ	旭町3-15-5　2F	知	2	2				2	2	2			0

No	法人名	事業所名	住所	主な対象障がい	定員					利用者					空床
					計	男	女	サテライト	短期枠	計	男 利用者数	男 市民	女 利用者数	女 市民	
100	HOPE＆Co.株式会社	希望の樹 SAKURAⅢ	旭町3-15-5-1	知	4	4				4	4	4			0
101		希望の樹 KARIN	南大谷2-25-7	知	4	4				4	4	4			0
102		希望の樹 ゆず	金井ヶ丘2-16-13	知	4		4			4			4	2	0
103		希望の樹 イチョウ	金井ヶ丘2-16-12	知	4		4			4			4	4	0
104		希望の樹 あんず	南大谷1-39-9	知	4	4				4	4	3			0
105		希望の樹 りんご	南大谷1-42-14	知	4	4				3	3	3			1
106		希望の樹 くるみ	本町田1520-2	知	4		4			3			3	2	1
107		希望の樹 みかん	本町田2937-49	知	4	4				3	3	2			1
108		希望の樹 キウイ	東玉川学園1-18-4	知	4		4			2			2	2	2
109	株式会社泉心会メディカルサービス	グループホームさるびあⅠ	南大谷7-28-19-1階（居室101・102・103・104・105）	知・精	5	5				5	5	3			0
110		グループホームさるびあⅡ	南大谷7-28-19-2階（居室201・202・203・204・205）	知・精	5	5				5	5	4			0
111	一般社団法人さちあかり	グループホームさちあかりA棟	小山町2658-1	知・精	4		4			4			4	3	0
112		グループホームさちあかりB棟	小山町76 1階	知・精	4		4			4			4	1	0
113		グループホームさちあかりC棟	小山町76 2階	知・精	4		4			3			3	3	1
114	特定非営利活動法人アミティ町田けやき	りあん	成瀬台4-6-2	知	7	4	3			6	4	4	2	2	1
115	一般社団法人つむぎ	グループホームつむぎ　ピュア	町田市＊	精	7					7	7	5			0
116	DCC株式会社	ROSE・AI・MUSIC	南成瀬1-19-18	知・精	5	5				5	5	5			0
117		SMART	小川1-19-1	知・精	6	6				6	6	5			0
118	株式会社ボルタオーラ	あるか町田　木曽東	町田市＊	知・精	4	4				4	4	4			0
119		あるか町田　本町田	町田市＊	知・精	4		4			4			4	4	0
120	合同会社nest	グループホームかんかん　つるかわ1	町田市＊	精	7					6	3	1	3	2	1
121	わんビート合同会社	グループホームわおん町田ひろば1	町田市＊	知・精	5	5				5	5	5			0
122		グループホームわおん町田ひろば2	町田市＊	知・精	4		4			4			4	4	0
123		グループホームわおん町田ひろば3	町田市＊	知・精	7	7				6	6	6			1
124	セレリアンス株式会社	セレリアンス・ハウス町田鶴川	町田市＊	知・精	10	3	7			10	3	3	7	4	0
125		セレリアンス・ハウス町田真光寺	町田市＊	知・精	10	3	7			10	3	1	7	6	0
126		セレリアンス・ハウス町田図師町	町田市＊	知・精	10	10				10	10	7			0
127	一般社団法人ディスカバリー	ディスカバリーホーム	中町1-28-8　DHQスクエア	知・精	6	6				6	6	6			0
128		ディスカバリーホーム2	中町1-28-8　DHQスクエア 1F	知・精	5	5				5	5	5			0
129	株式会社Mii	アイダーホーム忠生	忠生3-19-19	知・精	4	4				4	4	4			0
130	特定非営利活動法人アーバンスクエア	シェリの家	下小山田町3351-15	知	6	6				6	6	6			0
131	株式会社日本アメニティライフ協会	ともがき町田大蔵Ⅰ	大蔵町1969-1	身・知	10	5	5			10	5	4	5	1	0
132		ともがき町田大蔵Ⅱ	大蔵町2942-3	知・精	4		4			4			4	3	0
133		ともがき町田大蔵Ⅲ	金井4-5-8	知・精	3		3			3			3	2	0
134		ともがき町田金井Ⅰ	金井3-38-8 ガーデン市川B棟1号室	知・精	3	3				3	3	3			0
135		ともがき町田金井Ⅱ	金井3-38-11ガーデン市川D棟1号室	知・精	2	2				2	2	2			0
136		ともがき町田金井Ⅲ	金井3-38-12 ガーデン市川E棟2号室	知・精	2	2				2	2	1			0
137		ともがき町田金井Ⅳ	金井3-38-9 ガーデン市川A棟1号室	知・精	3	3				3	3	2			0
138		ともがき町田金井Ⅴ	金井3-38-8 ガーデン市川B棟2号室	知・精	3	3				3	3	2			0
139		ともがき町田成瀬Ⅰ	西成瀬2-17-32　ロイヤルタウン西成瀬5号棟102・201	知・精	6		6			5			5	5	1
140		ともがき町田成瀬Ⅱ	西成瀬2-17-15　ロイヤルタウン西成瀬8号棟102・202	知・精	6	3	3			6	3	1	3	2	0
141	株式会社BMS	いちごテラス町田常盤町1階	町田市＊	身・知・精	10	10			1	7	7	5			3
142		いちごテラス町田常盤町2階	町田市＊	身・知・精・難	10	10				7	7	7			3
143	特定非営利活動法人向日葵	ひまわり	下小山田町235-3	知	5		5			5			5	5	0
144	一般社団法人えんじゅ	ことりの木　めじろ	忠生2-2-29	身	4		4			4			4	2	0
145		ことりの木　うぐいす	忠生2-2-29	身・知	4		4			4			4	4	0
146	一般社団法人ディライトハウス	ディライト町田	本町田1365-14	知・精	5					4	2		2	1	1

No	法人名	事業所名	住所	主な対象障がい	定員					利用者					空床
					計	男	女	サテライト	短期枠	計	男 利用者数	男 市民	女 利用者数	女 市民	
147	株式会社ムラファカ	むらふぁか金井	金井2-4-8	知	4	4				4	4	4			0
148		むらふぁか本町田	本町田171-9	知	4	4				4	4	4			0
149	株式会社AMATUHI	AMANEKU町田野津田町1階 ※日中サービス支援型GH	野津田町3177－1　1階	身・知・精	10	10			1	10	10	10			0
150		AMANEKU町田野津田町2階 ※日中サービス支援型GH	野津田町3177－1　2階	身・知・精	10		10		1	10			10	10	0
151	一般社団法人えがおのいえ	えがおのいえ　リオル	小野路町7-16A	知	3	3				3	3	3			0
152		えがおのいえ　ソルナ	小野路町7-16B	知	3		3			3			3	3	0
					766	429	239	6	15	722	469	371	253	199	44
					定員	男	女	サテライト	短期枠	利用者合計数	利用者数 男	うち市民	利用者数 女	うち市民	空床

※　2025年度に新規開設したGH数	9施設
	希望の樹あんず
	希望の樹りんご
	希望の樹くるみ
	希望の樹みかん
	希望の樹キウイ
	えがおのいえ　リオル
	えがおのいえ　ソルナ
	AMANEKU町田野津田町1階
	AMANEKU町田野津田町2階

町田市のGH支給決定者の入居先都道府県（2026年3月請求分）

都道府県		入居者数	割合
町田市内のGH入居者数		579人	69.6%
町田市以外の都道府県のGH入居者数		253人	30.4%
	北海道	8人	1.0%
	青森県	9人	1.1%
	宮城県	2人	0.2%
	秋田県	1人	0.1%
	茨城県	2人	0.2%
	栃木県	2人	0.2%
	群馬県	4人	0.5%
	埼玉県	9人	1.1%
	千葉県	8人	1.0%
	町田市外の東京都	82人	9.9%
	神奈川県	114人	13.7%
	山梨県	1人	0.1%
	長野県	1人	0.1%
	静岡県	5人	0.6%
	大阪府	2人	0.2%
	福岡県	1人	0.1%
	鹿児島県	1人	0.1%
	沖縄県	1人	0.1%
合計		832人	100%

緊急一時保護の支給決定数・移動支援の状況

緊急一時保護の支給決定数

1　知的障がい者（2床）

各年度3/31時点

（1） 町田福祉園	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
確保ベッド数	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床
延利用可能日数	219	220	220	220	220	190	180	130	130	130	69	365
支給決定数	212	272	138	63	63	122	53	60	46	41	14	32

（2）ひまつぶし	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
確保ベッド数	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床
延利用可能日数	255	272	272	272	272	200	190	130	130	130	64	64
支給決定数	262	224	164	105	90	105	44	43	33	30	26	34

2　身体障がい者（2床）

（1）ひまつぶし	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
確保ベッド数	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床
延利用可能日数	100	220	220	220	220	130	120	80	80	80	22	22
支給決定数	201	165	82	63	49	21	16	13	12	3	16	11

（2）島田療育センター	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
確保ベッド数	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床	1床
延利用可能日数	359	359	359	359	359	360	359	359	327	360	359	359
支給決定数	87	101	150	74	35	39	26	16	5	13	5	4

移動支援サービス受給状況

	登録人数	実利用人数	延時間数
知的	1,068人	624人	5,8527.5時間
身体	63人	30人	3,589.5時間
精神	235人	77人	5,988時間
児童	119人	20人	1,090.5時間

※2024年度実績（参考）

登録人数	実利用人数	延時間数
1,004人	533人	53,089.0時間
51人	27人	2,645.5時間
167人	65人	5,355.5時間
108人	27人	1,898.0時間

2025年度　重度訪問介護の支給決定状況（参考数値）

支給月	2025年4月		2025年5月		2025年6月		2025年7月		2025年8月		2025年9月		2025年10月		2025年11月		2025年12月		2026年1月		2026年2月		2026年3月	
支給時間数	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間
～50以下	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	1	50	1	50	1	50	1	20
～100	7	596.5	7	597	7	597	7	597	7	597	7	597	8	687	8	687	8	687	8	687	8	687	8	687
～150	18	2,328	18	2,328	18	2,328	18	2,328	19	2,433	19	2,433	19	2,433	17	2,177	17	2,177	18	2,325	18	2,325	19	2,475
～200	24	4,594	24	4,594	24	4,614	24	4,614	21	4,014	21	4,014	21	4,014	21	4,014	21	4,014	21	4,014	20	3,834	20	3,834
～250	4	906.5	4	907	4	907	4	907	4	907	4	907	4	907	4	907	4	907	4	907	4	907	4	907
～300	12	3,382.5	12	3,383	12	3,383	12	3,383	12	3,383	12	3,383	12	3,383	12	3,383	11	3,084	11	3,084	11	3,084	10	2,784
～350	2	643.5	2	644	2	644	2	644	2	644	1	340	1	340	1	340	1	340	1	340	0	0	0	0
～400	3	1,101	2	744	2	744	2	744	2	744	2	744	2	744	2	744	2	744	2	744	2	744	2	744
～450	8	3,444	8	3,444	7	3,008	6	2,602	6	2,602	6	2,602	6	2,602	6	2,602	6	2,602	6	2,602	6	2,602	6	2,602
～500	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	7	3,339	6	2,841
～550	11	5,845	11	5,845	9	4,761	9	4,761	9	4,761	9	4,761	9	4,761	9	4,761	9	4,761	9	4,761	9	4,761	9	4,761
～600	18	10,434	18	10,434	18	10,428	18	10,449	18	10,422	19	11,006	19	11,006	19	11,006	19	11,006	19	11,006	19	11,006	19	11,006
～650	12	7,410	12	7,410	13	8,032	13	8,032	12	7,410	12	7,410	12	7,410	12	7,410	11	6,767	11	6,767	11	6,767	10	6,160
～700	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382	2	1,382
701～以上	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507	2	1,507
月合計	132	46,999.5	131	46,643	129	45,760	128	45,374	125	44,231	125	44,511	126	44,601	124	44,345	121	43,363	122	43,511	120	42,992	118	41,707
月平均（時間）		356		356		355		354		354		356		354		358		358		357		358		353

2025年度　重度訪問介護の請求実績状況（参考数値）

支給月	2025年4月		2025年5月		2025年6月		2025年7月		2025年8月		2025年9月		2025年10月		2025年11月		2025年12月		2026年1月		2026年2月		2026年3月	
支給時間数	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間
月合計	126	35,642	125	37,317	126	36,874	109	32,873	125	38,082	127	38,367	128	39,149	129	38,896	127	39,705	126	39,012	127	37,234	116	36,327
月平均（時間）		283		299		293		302		305		302		306		302		313		310		293		313

2024年度　重度訪問介護の請求実績状況（参考数値）

支給月	2024年4月		2024年5月		2024年6月		2024年7月		2024年8月		2024年9月		2024年10月		2024年11月		2024年12月		2025年1月		2025年2月		2025年3月	
支給時間数	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間
月合計	121	34,954	122	35,952	126	35,620	125	36,038	122	36,649	121	36,318	123	37,802	127	36,556	125	36,730	123	36,452	124	34,728	123	36,891
月平均（時間）		289		295		283		288		300		300		307		288		294		296		280		300

2023年度　重度訪問介護の請求実績状況（参考数値）

支給月	2023年4月		2023年5月		2023年6月		2023年7月		2023年8月		2023年9月		2023年10月		2023年11月		2023年12月		2024年1月		2024年2月		2024年3月	
支給時間数	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間	人数	支給時間
月合計	117	31,298	119	33,655	118	33,057	121	34,567	120	33,733	119	33,659	118	34,020	116	33,249	119	33,921	119	34,380	117	33,157	119	35,121
月平均（時間）		268		283		280		286		281		283		288		287		285		289		283		295

町田の丘学園　在籍・卒業児童生徒数の推移予測

町田の丘学園　在籍児童生徒数（町田市在住）

※令和8年5月1日のデータをもとに作成

	高等部			中学部			小学部						合計
	3年	2年	1年	3年	2年	1年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	
	R8年度卒	R9年度卒	R10年度卒	R11年度卒	R12年度卒	R13年度卒	R14年度卒	R15年度卒	R16年度卒	R17年度卒	R18年度卒	R19年度卒	
知的障害	40	44	48	25	23	22	13	17	13	15	20	34	314
肢体不自由	5	4	4	5	4	9	6	3	5	4	9	6	64
町田の丘学園　合計	**45**	**48**	**52**	**30**	**27**	**31**	**19**	**20**	**18**	**19**	**29**	**40**	**378**

町田市内　特別支援学級　在籍児童生徒数

※令和8年5月1日のデータをもとに作成

	中学校			小学校						合計
	3年	2年	1年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	
	R11年度卒	R12年度卒	R13年度卒	R14年度卒	R15年度卒	R16年度卒	R17年度卒	R18年度卒	R19年度卒	
知的障害	82	93	75	89	87	94	86	69	81	756
肢体不自由	1	1	2	3	1	2	5	0	0	15
知・肢特別支援学級　計	**83**	**94**	**77**	**92**	**88**	**96**	**91**	**69**	**81**	**771**

※重層的な職業教育の展開事業の促進により、就業技術科や職能開発科のある特別支援学校へ進学する生徒が以前と比べて増加している。また、特別支援学級から町田の丘学園に進学する知的障害の生徒の割合は、過去の実績から中学進学のタイミングでは約10%、高校進学のタイミングで約30%と想定する。

町田の丘学園　高等部卒業生予測（町田市在住）

※令和8年5月1日のデータをもとに作成

	R8年度卒	R9年度卒	R10年度卒	R11年度卒	R12年度卒	R13年度卒	R14年度卒	R15年度卒	R16年度卒	R17年度卒	R18年度卒	R19年度卒	
知的障害	40	44	48	50	51	45	46	49	48	47	46	64	578
肢体不自由	5	4	4	6	5	11	9	4	7	9	9	6	79
町田の丘学園　合計	**45**	**48**	**52**	**56**	**56**	**56**	**55**	**54**	**55**	**56**	**55**	**70**	**657**

※R11年度卒～R13年度卒の知的障害の数値
「町田の丘学園在籍数」＋「特別支援学級在籍数のうち町田の丘学園に入学すると想定される数（高等部へ30%）」
※R14年度卒～R19年度卒の知的障害の数値
「町田の丘学園在籍数」＋「特別支援学級から町田の丘学園に入学すると想定される数（中学部へ10%）」＝「町田の丘学園中学部在籍予測数」
「特別支援学級在籍数」－「特別支援学級から町田の丘学園に入学すると想定される数（中学部へ10%）」＝「中学校特別支援学級在籍予測数」
「町田の丘学園中学部在籍予測数」＋「中学校特別支援学級在籍予測数から町田の丘学園に入学すると想定される数（高等部へ30%）」＝「町田の丘学園高等部卒業予測数」
※R11年度卒以降の肢体不自由の数値
特別支援学級に在籍するほとんどの生徒が町田の丘学園へ進学すると想定
「町田の丘学園在籍数」＋「特別支援学級在籍数」

町田市外特別支援学校在籍　町田市在住児童生徒数

※令和8年5月1日のデータをもとに作成

	高等部			中学部			小学部						合計
	3年	2年	1年	3年	2年	1年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	
	R8年度卒	R9年度卒	R10年度卒	R11年度卒	R12年度卒	R13年度卒	R14年度卒	R15年度卒	R16年度卒	R17年度卒	R18年度卒	R19年度卒	
多摩桜の丘学園（肢）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩桜の丘学園（知）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大沢学園（就業技術科）	13	19	12										44
八王子南（普通科）	5	6	13										24
八王子南（職能開発科）	5	6	9										20
八王子西	0	0	0	2	7	3	4	1	2	4	3	4	30
八王子盲学校（普通科）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
八王子盲学校（専攻科）	0	0	1										
町田市外特別支援学校　合計	**23**	**31**	**35**	**3**	**7**	**3**	**4**	**1**	**2**	**4**	**3**	**5**	**121**

重点取組に対する計画部会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

障がい者計画部会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	当日の回答・今後の対応状況
1	1 障がい理解の促進	2 障がい福祉人材の確保方策	障がい福祉課 子ども発達支援課	中学生・高校生が福祉のしごとを選択してもらえるように幼少期・若年層に働きかけてほしい。将来の職業イメージを持てるように、やりがい・人の役に立つような働きかけをしてほしい。	子ども発達支援課では、現在、夏休み期間中に高校生が療育ボランティアを体験し、福祉について考えるきっかけとなる活動を行っています。なお、子ども発達センターの指定管理者制度導入に合わせて、事業の在り方を検討しているところです。
2	1 障がい理解の促進	2 障がい福祉人材の確保方策	障がい福祉課	小学校・中学校の教育課程に入れられないか。	総合的な学習の時間に、福祉施設への訪問や、車椅子体験、手話体験などを始め、障がい者との交流などを通じて、「障がいの社会モデル」を知るための取組を行っています。
3	1 障がい理解の促進	2 障がい福祉人材の確保方策	障がい福祉課	障害者計画部会に専任チームを設置し、現状の把握と問題点を調査・分析し、職員確保のための方策を検討し、「試行事業」を立案し、その準備に着手してはどうか。【詳細別紙1】	次期計画で取り組む「町田市障がい者施策推進協議会機能の充実」の中で、現状の把握および問題点の調査・分析を行いたいと考えています。
4	2 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実	4 聴覚障がいの理解及び手話の普及促進	障がい福祉課	警察や消防署などの職員をメインに手話講習会を実施してほしい	警察署や消防署の職員を対象とした研修は、管轄の東京都で実施されるものと認識しています。
5	2 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実	4 聴覚障がいの理解及び手話の普及促進	障がい福祉課	福祉施設職員を対象とした手話講習会を実施してほしい	福祉施設職員を対象とした研修は、雇用主の責務で実施されるものと認識しています。
6	3 差別解消・権利擁護の推進	7 障がい者差別解消の推進に向けた啓発活動の実施	障がい福祉課	理解啓発の回数を10回行うだけでなく、結果としてどれくらい理解促進できたのか。満足度が80%を超えていれば、回数が満たなくても評価できると思う。事業の結果として理解が促進できたのか指標を設定しておくことが重要。	啓発活動にあたっては、継続的な活動を通じて市民の意識を定着させることが重要であると考えているため、目標値を回数としています。一方で、施策における成果指標には「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の認知度を設定します。
7	3 差別解消・権利擁護の推進	7 障がい者差別解消の推進に向けた啓発活動の実施	障がい福祉課	特別支援学校や学校が一緒に活動する取り組みがあればいいのではないか。手話を覚えたいなどの気持ちがわくかもしれない。実際に当事者と交流できれば効果は上がるのではないか。	通常の学級と特別支援学級および特別支援学校との交流を図ることで、共に活動し学ぶ機会を設けています。
8	4 地域生活支援の充実	8 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	支援センターと障がい福祉課の役割があいまいなのでは。障がい福祉課の方も地域コーディネーターとして活躍してほしい。	地域生活支援拠点のあり方は引き続き各支援センターと検討していきます。
9	4 地域生活支援の充実	9 グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ	障がい福祉課	障害者計画部会に専任チームを設置し、既存のグループホームの入居者の支援・介助度に着目した「障害の重さ」とグループホームの支援体制を調査し、重い障害のある人の暮らせるグループホームに必要な支援力・支援体制・環境整備等を分析・検討し、重い障害のある人の暮らしに必要な支援力・体制と生活環境を担えるグループホームのあり方を提言してはどうか。【詳細別紙1】	次期計画で取り組む「町田市障がい者施策推進協議会機能の充実」の中で、現状の把握および問題点の調査・分析を行いたいと考えています。

重点取組に対する計画部会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

障がい者計画部会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	当日の回答・今後の対応状況
10	4 地域生活支援の充実	9 グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ	障がい福祉課	グループホームについて、重度障がいもしくは強度行動障がいを対象としたグループホームが多いが、聴覚障がいおよび視覚障がいに対してはどうなっているか。障がいごとのユニットがあるといいと思う。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
11	4 地域生活支援の充実	9 グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ	障がい福祉課	「規制緩和・情報共有」「既存資源の転換」「事業者への伴走支援」「国・都道府県の財源活用」を軸に、民間活力（社会福祉法人や民間事業者）を誘導・支援する施策が有効なのではないか。 【詳細別紙2】	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。 ※主なとりくみに一部記載させていただきました。
12	4 地域生活支援の充実	10 短期入所事業所（ショートステイ）の充実と利用の促進	障がい福祉課	今後も増大が想定される利用ニーズに応えられるショートステイの充実と利用の促進をすすめるために、ショートステイ事業者に受け入れ増の要請を行なうとともに、ショートステイ事業者一覧等を作成・公表し、相談支援センター等からの情報発信を活発にしてほしい。 【詳細別紙1】	ご意見を受け、重点取組を修正しました。
13	7 安全・安心に暮らせる生活環境の整備	15 避難体制の充実	防災課	福祉避難所との連絡体制の構築や、各避難所での備蓄状況についての把握など、具体的な目標値を設定できないか。	ご意見として承ります。
14	7 安全・安心に暮らせる生活環境の整備	15 避難体制の充実	防災課	避難所を作るにあたって、聴覚障がいは音がきこえないため、自ら発する音を気にしないもしくは分からないため、その環境を考慮してほしい	聴覚障がい者等の要配慮者につきましては、避難施設となる小中学校の特別教室や普通教室を避難スペースとするなどの対応を検討いたします。
15	7 安全・安心に暮らせる生活環境の整備	15 避難体制の充実	防災課	福祉避難所の対応マニュアルは整備されているのか。施設の連絡先や担当者等は把握しているのか。	マニュアルを整備しています。また、施設の連絡先や担当者も把握しています。
16	9 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	16 スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施	スポーツ振興課・障がい福祉課	スポーツ活動がなぜ低迷しているのか分析し、学校卒業した後も健康を保てるような活動をしてほしい。	ご意見ありがとうございます。今後の施策実施時に参考にさせていただきます。
17	9 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	16 スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施	スポーツ振興課・障がい福祉課	知的障がい者が対象になるものが無い。企画してほしい。	ご意見ありがとうございます。今後の施策実施時に参考にさせていただきます。
18	9 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	16 スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施	スポーツ振興課・障がい福祉課	重度の障がい者も楽しめる、そういった意味で障がい福祉課にも関わってほしい。	ご意見ありがとうございます。なお、今後、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設に水訓練室の設置を予定しており、重い障がいのある方でも水中活動を楽しめる環境を継続していきます。
19	9 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	16 スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施	スポーツ振興課・障がい福祉課	デフのことも忘れないでほしい。バレーボールであればランプが必要。情報保障がないために、試合の終了がわからないことがある。	ご意見ありがとうございます。今後の施策実施時に参考にさせていただきます。

重点取組に対する計画部会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

障がい者計画部会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	当日の回答・今後の対応状況
20	9 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	16 スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施	スポーツ振興課・障がい福祉課	【具体的な提案】 重点取組：学校卒業後の障がい者が運動習慣を身につける機会の提供 所管課： スポーツ振興課・障がい福祉課 事業概要：障がい者のスポーツ活動推進のため、歴史的にも高い評価を得てきた障がい児者スポーツ教室事業を継続し、より多くの障がい児者に届くようにするため、現状の問題点を把握し、事業を再構築する。 【詳細別紙3】	スポーツ教室事業は長年親しまれ、継続されてきた事業であるため、重点取組とすることは検討していませんが、事業自体のあり方はいただいた提案も踏まえて引き続き検討します。
21	10 就労・日中活動の充実	18 生活介護事業所の支援力向上と利用の推進	障がい福祉課	障害者計画部会に専任チームを設置し、既存の生活介護事業所を通所している利用者のニーズや事業所選択の理由等を調査し、生活介護事業の充実と推進方策を提言してはどうか。 （施策目標「就労・日中活動の充実」に移動） 【詳細別紙1】	次期計画で取り組む「町田市障がい者施策推進協議会機能の充実」の中で、現状の把握および問題点の調査・分析を行いたいと考えています。
22	10 就労・日中活動の充実	18 生活介護事業所の支援力向上と利用の推進	障がい福祉課	現計画で方針に基づいた施策の実施とあるが、今年度は何を実施をしているのか。	次の3本柱で整理しました。 平準化：市内事業者へ向けた支援の質を底上げするような研修を実施できればと考えています。 支援のミスマッチ防止：施設の特徴をまとめた冊子の作成や見学ツアーなどを検討していきます。 新規開設時の調整：設置相談時に市のニーズ（重度者対応等）を明確に伝え、対応可能な施設を増やします。 今年度については、できるところから実施していく予定です。
23	10 就労・日中活動の充実	18 生活介護事業所の支援力向上と利用の推進	障がい福祉課	マッチングという文言は適さない。底上げは必要だと思う。ニーズに即した利用ができるようにする、とした方がいいと思う。	ご意見を受け、重点取組の事業概要を修正しました。
24	10 就労・日中活動の充実	20 障がい者雇用の拡大と定着支援	職員課	法定雇用率達成時期は未定なのか	最優先課題と認識しています。雇用率は採用すればいいだけでなく、定着も含めて行わなければならないと思っています。具体的には管理職を全職員を対象にしたEラーニング、オフサイドミーティングを行っています。やめてしまう職員がいれば進めていけないと考えています。
25	10 就労・日中活動の充実	20 障がい者雇用の拡大と定着支援	職員課	【具体的な目標】 ①障がい者を毎年5名以上必ず採用する （ワークサポートルームはもちろん、職員の種別は問わない） ②採用後のフォローを充実させ、採用後1年以内の離職者をゼロとする ③2029年度までに法定雇用率3.0%を達成するよう努力する	法定雇用率が2.8%から3.0%に引き上げられたことも踏まえ、法定雇用率の達成は最優先課題であると認識しています。 引き続き、雇用拡大と定着支援を一体的に進め、早期達成を目指します。
26			障がい福祉課	機器の給付について、操作がややこしいため分かりやすく説明する場を設けるなどあるとありがたい。	ご意見として承ります。

重点取組に対する計画部会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

障がい者計画部会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	当日の回答・今後の対応状況
27			障がい福祉課	高額であるため、買えない人もいるため、貸し出しはできないか。	ご意見として承ります。
28			障がい福祉課	兄弟児の対応、心のケアも取り込んでほしい。	ご意見として承ります。
29			障がい福祉課	ヤングケアラーの対応も考えてほしい。	子ども家庭支援課が所管課となり全庁的に取り組んでいます。

重点取組に対する施策推進協議会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

施策推進協議会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	対応状況
1	1 障がい理解の促進	2 障がい福祉人材の確保方策	障がい福祉課	福祉人材の確保は理解の促進面ではないと感じる。なぜなら専門教育を受けた福祉職員が現場を離れているからである。福祉系の専門学校や、大学からの卒業生が毎年一定数いるのも関わらず、その人たちが現場に入職していない現状がある。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
2	1 障がい理解の促進	2 障がい福祉人材の確保方策	障がい福祉課	町田の福祉人材、高齢支援、障がい者支援、子育て支援をしている人材がどこかで仕事が続けられるような仕組みというのを、複数年の計画があるのであれば、考えていただきたい。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
3	2 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実		障がい福祉課	情報保障に関しては、知的障がいの方などに分かり易い情報提供の仕方を検討していただきたい。「わかりやすい版」の作成や、発達障がいの方には視覚情報での提供など。	障がい者プラン27-32については、知的障がい者の方向けに、プランの「わかりやすい版」を作成予定です。
4	4 地域生活支援の充実	9 グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ	障がい福祉課	運営状況の把握にとどめるのではなく、重い障がいや行動障がいがある方が利用できるグループホームの設置と運営への支援をするべき。	強度行動障がいや医療的ケアが必要な方を受け入れるグループホームの運営が課題となっています。人員を手厚く配置しないと支援がままならないという現状をふまえ、人件費負担を軽減する等の方策について、引き続きの検討課題としています。
5	5 相談支援体制の強化	11 相談支援体制の強化	障がい福祉課	障害者支援施設での長期入所、精神科の長期入院などの方の実態や意向調査を実施し、希望がある方に対しては地域移行を実現するような支援を相談支援専門員などと協力して行っていただきたい。自治体によっては、かなり積極的な活動をしている所も出てきている。	市内の精神科病院には毎年地域移行の状況確認のために訪問しています。施設入所者とは遠方でも区分認定調査に訪問し状況の確認をしています。
6	5 相談支援体制の強化	12 課題を抱え孤立している障がいのある人や家庭への相談・訪問支援	障がい福祉課	低年齢障がい児の家族にもれなく必要な情報が提供され、相談の機会に結び付くことを目指した関係機関による検討と改善の機会が必要である。また、ひきこもり状態の障がい児も低年齢の段階で家族にも様々な問題があるケースがあるため、地域福祉コーディネーターと特別支援教育コーディネーターが協働して問題解決にあたることができるシステムとそれを可能にする基盤の整備が必要。	関係部署と情報を共有し今後の施策の参考とさせていただきます。

重点取組に対する施策推進協議会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

施策推進協議会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	対応状況
7	5 相談支援体制の強化		障がい福祉課	重点取組の項目数を見ても就労支援部会は再編するべき。生活介護・居宅介護・共同生活援助の課題は今後十数年にわたって課題になると思う。 就労支援部会を継続するなら、りんく・レッツの負担を軽くする施策を行うべき。問題は就職させることではなく、就職した後に企業が雇用した障がい者について責任を持たないところだと思う。	次期計画で取り組む「町田市障がい者施策推進協議会機能の充実」の中で、現状の把握および問題点の調査・分析を行いたいと考えています。
8	5 相談支援体制の強化	13 町田市障がい者施策推進協議会における自立支援協議会機能の充実	障がい福祉課	障がいの有無や障がいの程度に関わらず、 ・住まいの確保や医療機関の利用 ・災害が起きた時やその後の生活の維持の大変さ ・充実した社会生活を送るために「安心して利用できる場所」「働く場所」を確保する などは、全ての人に当てはまる問題だと思うので、地域課題については幅広く検討出来るよう是非、自立支援協議会の機能強化をして欲しいと考える。	重点取組「町田市障がい者施策推進協議会機能の充実」の中で、自立支援協議会の機能を強化し、地域課題の解決に向けた検討を進めていきます。
9	5 相談支援体制の強化	13 町田市障がい者施策推進協議会における自立支援協議会機能の充実	障がい福祉課	福祉人材やグループホームの問題等、相談支援部会では対応しきれない課題を話し合うために、「福祉サービス部会」の新設を提案する。	重点取組「町田市障がい者施策推進協議会機能の充実」の中で、自立支援協議会の機能を強化し、地域課題の解決に向けた検討を進めていきます。
10	5 相談支援体制の強化	13 町田市障がい者施策推進協議会における自立支援協議会機能の充実	障がい福祉課	現状値が「未設置」となっているが、何が未設置なのか。	ご意見を受け、重点取組の現状値を修正しました。
11	6 保健・医療との連携		障がい福祉課	障がい者の高齢化・重度化対応が大きな課題となっている。特に終末期の医療の在り方、さらに看取りや死後事務などについても、家族の意向ではなく、ご本人の思いを受け止め、支援できるような検討を進めていただきたい。	関係部署と情報を共有し今後の施策の参考とさせていただきます。

重点取組に対する施策推進協議会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

施策推進協議会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	対応状況
12	7 安全・安心に暮らせる生活環境の整備	15 避難体制の充実	防災課	自宅避難者支援体制 災害時の避難について、町田市障がい児者自立支援研究・研修会でアンケート調査を行ったところ、自宅避難を選択する障がい児者とその家族が多くいました。自宅避難者には食料・飲料水だけではなく、生命維持に必要な電源や服薬の供給を含めた支援をだれがいつ行うのかをどこが判断するのかを検討する必要がある。また、日常の医療情報を災害発生後にも活用できる仕組み作りが必要。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
13	7 安全・安心に暮らせる生活環境の整備	15 避難体制の充実	防災課	避難所への避難のみでなく、在宅避難も視野に入れたシステムやマニュアル作りを行なってほしい。また、現在は一次避難所に避難して数日経たないと二次避難所へ行けないが、二次避難所へ直接避難できる仕組みを考えてほしい。さらに、一次避難所内でも熊本地震の際に行なわれたような、障害別の教室を設けるなどの工夫を考えてほしい。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
14	9 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	16 スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施	スポーツ振興課	障がいのある方のスポーツ環境を豊かにするものなので、体験教室を開催することが目的ではなく、その先には、パラスポーツを通じて、障害のある方とない方が互いに交流を深めること、機会を増やすことが目的なはず。それを明文化すると良いと思う。	ご意見を受け、重点取組の事業概要を修正しました。
15	9 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	17 障がいのある人の生涯学習機会の充実	生涯学習センター	あらたな仕組みが何を指しているかわからない。	ご意見を受け、重点取組の事業概要を修正しました。
16	10 就労・日中活動の充実	18 生活介護事業所の支援力向上と利用の推進	障がい福祉課	「支援力の底上げ」は事業所に失礼な印象がある。	ご意見を受け、重点取組名を変更しました。
17	10 就労・日中活動の充実	18 生活介護事業所の支援力向上と利用の推進	障がい福祉課	「受け入れが可能となるように」とあるが、すでに受け入れているのではないか。	ご意見を受け、重点取組の事業概要を修正しました。
18	10 就労・日中活動の充実		障がい福祉課	目標での「就労」は一般就労と思われがちだが、福祉的就労も就労だと思って支援している。生活介護だけではなく、支援と呼べないような就労B型事業所への対応も考えていけなければならないと思う。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。

重点取組に対する施策推進協議会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

施策推進協議会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	対応状況
19	10 就労・日中活動の充実	19 障がいのある人の就労・定着支援の強化に関するとりくみ	障がい福祉課	社会資源構築のためのネットワークが必要だと感じる。（働く生活を維持するために必要な福祉サービスや福祉サービス以外でも必要なサポートに繋がる体制、ネットワークが出来ると良いと感じる）	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
20	10 就労・日中活動の充実	20 障がい者雇用の拡大と定着支援	職員課	チャンレジ雇用から会計年度任用職員へのステップアップなど、市役所の中での雇用へのステップアップが考えていけるような制度が出来ると良い。	ご意見ありがとうございます。 障がいに応じた多様な働き方の機会の確保と、職場・関係機関等が連携した定着支援は重要であると認識しています。 ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
21	10 就労・日中活動の充実	20 障がい者雇用の拡大と定着支援	職員課	定着支援においても、ご本人への接点が一番多い「職場」からの発信も含めてネットワーク構築が出来ると良いと考える。	ご意見ありがとうございます。 障がいに応じた多様な働き方の機会の確保と、職場・関係機関等が連携した定着支援は重要であると認識しています。 ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
22	10 就労・日中活動の充実		障がい福祉課	就労選択支援の活用自体は必要だと考えるが、就労選択支援の活用後、就職活動を実施するための福祉サービス事業所の就職活動支援の体制を整える事が難しい点についても検討が必要かと思う。就労選択支援事業所の利用を増やすだけでは一般就労への移行に進めて行き難いように感じる。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。

重点取組に対する施策推進協議会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

施策推進協議会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	対応状況
23	10 就労・日中活動の充実		障がい福祉課	定着支援を実施する中で、家族のサポートが得られない場合、本人意思の確認が必要とされる支援の対応に苦慮する事が多いと感じる。 ①状態が不安定な方の退職の意思の確認を企業に依頼される事がありるが、基本的には支援機関ではなく、医療機関の診断が必要であると考える。ただ、医療機関の同行も困難なケースもある。それを誰がどのように支えるのかが難しい問題である。 ②福祉サービスなど含め「本人の意思」が重視されるが、本人の意思自体がその後の社会生活の構築に影響が出るような場合も多い※既に生活費が逼迫する程の状態にも関わらず、本人のお金を使う事を停止する事が難しい等。 ご本人の意思を大切にしつつも、地域の方と連携しながら緩やかに「見守る」という体制作りや、福祉サービスに限らず利用出来る社会資源を有機的に繋げると良いと思う。重点取組などは、項目ごとに分けて検討する事になり、難しいと思うが、点ではなく「面」で、支えていけるような計画策定が出来ると良いと感じる。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
24			障がい福祉課	特別支援学校では、保護者向けの進路講習会を毎年開催している。また、PTAが主催する講習会でも、将来に向けての不安がテーマとしてあがることが多い。しかし、実際に講習会に出席するのは、意識が高い保護者であり、そうした保護者は、心配ないが、何度も学ぶ機会はあったものの見送り続けてきた保護が、「情報が足りない」「学校の情報発信の内容や仕方に問題がある」と意見を言ってくることがある。このように、支援が必要な家族や保護者に対して、どのようにアプローチていくか工夫が欲しい。	ご意見ありがとうございます。
25			障がい福祉課	他の委員から、障がい者雇用の需要がどの程度か知りたいという意見があった。町田の丘の高等部卒業生は、毎年人数に違いはあるが、知的40人以上、肢体不自由5～10人程度と考えていただいていただければよい。	情報ありがとうございます。

重点取組に対する施策推進協議会からのご意見
（町田市障がい者プラン27-32）

施策推進協議会

NO	施策目標	取組名	所管課	意見の内容	対応状況
26			障がい福祉課	基本方針、施策、施策目標の順番ですが、どれも大事で実行しなければならないものとは思うが、やはり特に力を入れなければならないものは上の方に載せていただきたい。 例えば、委員から「生活介護事業所の支援力底上げと利用者のマッチングは就労・日中活動の充実に入れる」とのご意見がありましたが、それでしたら就労・日中活動の充実を上の方にしていただきたい。印象が薄くなってしまう。 相談支援体制の強化は一番上に来ても良いのではないかと思う。	施策の体系図は、施策の全体像やつながりを分かりやすく伝えるためであり、項目の並び順は施策の優劣を表すものではありません。
27			障がい福祉課	「21－26」のときには「障害女性の重層的差別」をキーワードとして、「家庭を築くこと・家庭を支えること」と言う施策目標があったが、「障害女性の」という視点がなくなり、「障害者を持つ家庭の支援」⇒「短期入所事業をの利用促進」と、趣旨が変化してきている。「3,差別解消・権利擁護の推進」の中にでもよいので、「女性障害者の差別解消」に触れてほしい。（子育て支援等）	第１章の計画策定の「基本視点」の中で、障がいがある女性への配慮について記載する予定です。

町田市障害者プラン 27-32 重点取組（案）への修正意見

重点取組	2.障がい福祉人材の確保方策		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障害福祉事業所の「職員不足」は、深刻かつ危機的状況にあります。その影響は、事業所運営の悪化と、利用者支援の質の劣化をもたらしています。こうした状況を打開するために、障害者計画部会に専任チームを設置し、現状の把握と問題点を調査・分析し、職員確保のための方策を検討し、「試行事業」を立案し、その準備に着手します。		
現状値	目標値		
2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
実施・検証	調査の実施	調査結果の分析にもとづく確保方策の検討	確保方策の試行事業の実施の準備

重点取組	8.重い障害のある人の暮らせるグループホームの推進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	グループホームの増勢傾向は著しい勢いで続いています。しかし、障害の重い人が暮らせるグループホームは遅々として増えません。そうした状況を改善するために、障害者計画部会に専任チームを設置し、既存のグループホームの入居者の支援・介助度に着目した「障害の重さ」とグループホームの支援体制を調査し、重い障害のある人の暮らせるグループホームに必要な支援力・支援体制・環境整備等を分析・検討し、重い障害のある人の暮らしに必要な支援力・体制と生活環境を担えるグループホームのあり方を提言します。		
現状値	目標値		
2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
実施・検証	調査の実施	調査結果の分析と方策の検討	重い障害のある人の暮らせるグループホームのあり方の提言

この重点取組は、「就労・日中活動の充実」に移動する

重点取組	9.生活介護事業の充実と推進
所管課	障がい福祉課
事業概要	重い障害のある人たちの社会活動や生産活動への参加を保障する生活

	介護事業の存在・役割は、ますます重要になっています。また今後の特別支援学校の卒業生の推移からも、生活介護事業の活動・支援の充実と推進は求められます。そのため、障害者計画部会に専任チームを設置し、既存の生活介護事業所を通所している利用者のニーズや事業所選択の理由等を調査し、生活介護事業の充実と推進方策を提言します。		
現状値	目標値		
2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
実施・検証	調査の実施	調査結果の分析と推進方策の検討	生活介護事業の充実と推進の提言

重点取組	10.短期入所事業（ショートステイ）の充実と利用の促進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	市内には、入所施設併設のショートステイの他に、グループホーム併設のショートステイが 15 室、ショートステイ単独施設が 18 室と増えてきました。またショートステイ設置が義務付けられた日中サービス支援型グループホームも設置され、今後も増える良いです。しかし、支援・介助ニーズの高い障害のある人が利用できるショートステイは、十分ではありません。今後も増大が想定される利用ニーズに応えられるショートステイの充実と利用の促進をすすめるために、ショートステイ事業者に受け入れ増の要請を行なうとともに、ショートステイ事業者一覧等を作成・公表し、相談支援センター等からの情報発信を活発にします。		
現状値	目標値		
2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
実施・検証	ショートステイ事業者への受け入れ増の要請を行なうとともに、一覧表の作成と公表を行なう。	前年度の利用実績を把握し、障害者計画部会に報告するとともに、受け入れの少ない事業所への働きかけを行なう。	前年度の利用実績を把握し、障害者計画部会に報告するとともに、受け入れの少ない事業所への働きかけを行なう。

障がい者計画部会　後日意見

地域生活支援の充実
重点取組：グループホームの質の向上に向けたとりくみ
　　：生活介護事業所の支援力底上げと利用者のマッチングの推進
上記について以下のように提案します。グループホームと生活介護事業所については、強度行動障害と医療的ケアの受け入れが難しい障がい像でまとめての提案です。

自治体が直接の整備予算や独自の補助金制度を持たない場合でも、**「規制緩和・情報共有」「既存資源の転換」「事業者への伴走支援」「国・都道府県の財源活用」**を軸に、民間活力（社会福祉法人や民間事業者）を誘導・支援する施策が有効です。
具体的な施策案を 4 つの柱に分けて提案します。

1. 都道府県補助金や国庫補助金の「マッチング・橋渡し」

自自治体に予算がなくても、国や都道府県の既存の補助制度を事業者が活用できるよう徹底的にサポートします。

- **都道府県の施設整備補助金の活用支援**
 - 都道府県が実施する「広域的・専門的障害福祉施設整備」等の補助金の情報提供。
 - 申請書類作成の個別伴走支援。
- **国保連の「加算制度」の周知と経営シミュレーションの提示**
 - 強度行動障害児者体験利用加算、医療的ケア対応体制加算などの報酬改定情報の提供。
 - 高い基本報酬・加算を提示し、補助金なしでも採算が合うことを事業者に実証。

2. 公有地・空き家等の「不動産リソース」の提供・仲介

資金（予算）ではなく、自治体が持つ「現物リソース」や「情報」を提供して事業者の初期投資を抑えます。

- **未利用公有地・公営住宅の無償・低廉貸付**
 - 財政課と連携し、使われていない市有地や旧教職員住宅などを事業者に長期格安で貸出。
- **空き家バンクとのマッチング**
 - 市内のバリアフリー改修がしやすい空き家物件情報を、参入希望の法人に優先提供。
- **都市計画税や固定資産税の減免相談**
 - 条件を満たす福祉施設に対する地方税減免措置の案内（法的な要件確認が必要）。

3. 法規制の緩和と行政手続きの「ワンストップ化」

事業者が最も苦労する「建築・立地」のハードルを、行政の裁量で下げます。

- **市街化調整区域での開発許可の弾力的運用**
 - 都市計画部局と連携し、グループホーム設置に関する審査会基準を緩和。
- **建築基準法・消防法の事前ワンストップ相談窓口の設置**
 - 建築指導課、消防本部、障害福祉課の合同相談会を実施。
 - 事業者の設計・改修コストと期間を圧縮。

4. 地域医療・専門機関との「ネットワーク構築」支援

事業者が強度行動障害や医療的ケアの受け入れを躊躇する最大の理由は「現場の不安（リスク）」です。これを自治体がコーディネートして解消します。

- **基幹相談支援センターの機能強化**
 - 専門性の高いグループホームと、利用希望者のマッチングを強化。
 - 空室リスクを減らすことで事業者の参入意欲を向上。
- **地元の医師会や訪問看護ステーションとの連携あっせん**
 - 医療的ケアに対応できる地域の往診医や訪問看護を、自治体がハブとなって事業者に紹介。
- **強度行動障害養成研修・医療的ケア研修の受講促進**
 - 都道府県が実施する研修への推薦枠の確保。
 - 自治体主導での事例検討会の開催による、事業者のスキルアップ支援。

計画書への記載文言（例）
「国・都道府県の補助制度や既存の地域資源（公有地・空き家等）の有効活用を図るとともに、関係部局や地域医療機関との連携体制を構築することにより、民間事業者の参入・専門性向上を促し、強度行動障害や医療的ケアに対応したグループホームの確保に努めます。」
自治体の現状に合わせ、まずはどの施策から着手できそうか、**既存の未利用資産の有無**や**近隣の医療機関との連携状況**など、具体的な状況を教えていただけますと、さらに絞り込んだご提案が可能です。

予算や補助金がない状況で「3 年間で実効性のある目標」を達成するためには、**1 年目を「基盤整備・情報収集」、2 年目を「マッチング・事業者誘致」、3 年目を「開所・定員確保」**とするロードマップが現実的です。
障がい者福祉計画（第 7 期障害福祉計画など）にそのまま落とし込める具体的な 3 年間の数値・成果目標の例を提案します。

【1 年目】基盤整備とニーズの見える化（土台作り）

予算を使わずに、自治体内の「需要」と「活用できる資源」を明確にするフェーズです。

- **成果目標（アウトプット目標）**
 - **ニーズの把握率 100%**：強度行動障害・医療的ケア対象者のうち、グループホーム（GH）入居希望者（数年以内の希望含む）の数を悉皆調査等で特定する。

- **提供可能リソースのリスト化**：管財課・空き家対策部局と連携し、GH に転用可能な公有地、公営住宅、民間空き家物件を**最低◯件以上**リストアップする。
- **相談窓口の一元化**：建築・消防・障害福祉課による「GH 設置ワンストップ相談窓口」を設置し、事業者向けガイドライン（国・県の補助金活用ナビ）を作成する。

【2 年目】事業者への伴走支援とマッチング（仕込み）

1 年目のリソースを使い、社会福祉法人や民間事業者に「これなら補助金なしでも参入できる」と思わせる誘致活動を行います。

- **成果目標（アウトプット目標）**
 - **事業者向け説明会の開催**：市内外の障害福祉サービス事業者、医療法人を対象とした「専門的 GH 設置促進説明会」を**年 1 回以上**開催する。
 - **国・県補助金の申請サポート**：参入を検討する事業者を対象に、都道府県の施設整備補助金や国庫補助金の活用に向けた個別伴走支援を**◯件以上**実施する。
 - **医療・福祉ネットワークの構築**：GH 事業者と、地域の訪問看護ステーションや医師会との「個別連携協定」または「顔の見える連絡会」を**最低 1 ネットワーク**立ち上げる。

【3 年目】定員の確保と受入体制の定着（成果の刈り取り）

実際に専門的 GH を開所させ、現場の運営が軌道に乗るようサポートします。

- **成果目標（アウトカム目標・数値目標）**
 - **専門的 GH の定員確保**：強度行動障害、または医療的ケアに対応したグループホームを**新規に◯箇所（定員◯名）確保**する。
 - **人材の専門性向上**：市内の GH 職員における「強度行動障害養成研修（実践研修）」または「医療的ケア研修」の修了者を**前年比◯%増加**（または累計◯名）とする。
 - **入居マッチング率の向上**：1 年目に特定した入居希望者のうち、◯%の入居（または体験利用）を実現する。

計画書（PDCA）への記載イメージ

年度	施策項目	具体的な数値・成果目標（指標）
2024 年度（1 年目）	リソース発掘・制度設計	・転用可能物件のリスト化（◯件） ・事業者向け相談窓口の開設とガイドラインの作成

2025 年度（2 年目）	事業者誘致・マッチング	・事業者説明会の開催（年 1 回・参加◯法人） ・医療連携ネットワークの構築（1 地区）
2026 年度（3 年目）	定員確保・人材育成	・専門的 GH の新規開所（◯箇所・定員◯名） ・専門研修修了者の増加（前年比◯%増）

この 3 カ年計画をさらにブラッシュアップするため、**対象となる障がい者（入居希望者）のおおよその人数**や、**現在市内で活動している主要な社会福祉法人の数**など、現在の地域の規模感を教えていただけますか？それに応じた**現実的な「◯箇所・◯名」の数値目標**をご提案いたします。

後日意見　新規重点取組についての提案

P16～　取組施策：生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進に下記重点取組を入れることを提案します。

重点取組：学校卒業後の障がい者が運動習慣を身につける機会の提供
所管課：　スポーツ振興課・障がい福祉課
事業概要:障がい者のスポーツ活動推進のため、歴史的にも高い評価を得てきた障がい児者スポーツ教室事業を継続し、より多くの障がい児者に届くようにするため、現状の問題点を把握し、事業を再構築する

２０２６年　未設定
２０２７年　当事者・関係者・支援者への意見聴取を通して、現状の問題点を把握し、改善策を協議、検討する
２０２８年　協議、検討した改善策を試行して、その効果を評価する
２０２９年　２０２８年度の評価を踏まえて、スポーツ教室事業を再構築し、その中で、直ちに実行できる部分は実行し、予算その他準備の必要なものについては、次年度実施に向けて準備する。

＜この提案を出す背景＞
町田市の障がい児者スポーツ教室は、５０年前から、障がい福祉課が主催して、土曜日の午後、年３０～４０回実施されている活動で、他市からも「さすが福祉の町田」と言われる取り組みでした。
スポーツ教室は旭町体育館とすみれ教室のプールで行なわれ、ボランティアの指導員と家族会が協力して運営してきました。
コロナをきっかけ？にプール活動の制約が多くなり、指導員の高齢化も伴い、現在、１回のプール教室に参加できる人数は５～６名（最盛期は３０名超？）で、プールを希望する参加者は年数回しか参加の機会がありません。さらに２０２８年度にはすみれ教室のプールが閉鎖されてしまうことにより、プール教室そのものの存続が危ぶまれる状況です。

体育館の活動は続いていますが、参加者が減少しています。その理由として
・放課後等デーサービスの普及で、送迎付で長時間利用が可能な放デーを利用している若年層のスポーツ教室参加人数が大幅に減少したこと。
・家族が高齢で送迎ができなくなる、あるいはグループホームに居住していると送迎をする人がおらず、参加できないこと。
・肢体不自由の参加者は（場所を提供してもらって）家族と運動をしなければならないので、家族にとってハードルが高いこと。
などが挙げられます。
　また、青年学級でも課題になっていますが、いくら募集しても新たに若いボランティア指導員の応募がなく、指導員が減少し、高齢化していることも課題です。

　障がい者は、自らの健康管理をすることが難しい人が多く、学校を卒業して仕事に就くと、体重が増加し、年齢とともに高血圧や糖尿病といった生活習慣病のリスクが高くなる方が多いと言われています。
　運動習慣を身につけることにより、余暇時間に身体を動かす楽しみを知り、健康を維持し、豊かな人生を送る一助になります。
　誰もが通えるスポーツ教室事業は、障がい者にとって重要な取組です。

＜宮島が思いついた改善策の例＞
・放課後等デーサービスの指導者が指導に参加することを条件に、放デーの活動の中でスポーツ教室に参加することを認める
・送迎のガイヘルさんが（対象者についての）指導に参加することを条件に、２０Ｈの別枠でガイヘルさんに送迎依頼できるシステムを作る
・付き添ってくるガイヘルさんや若い保護者に指導の協力を依頼する
・特別支援学校や支援学級の先生や介助員さんに指導員のボランティア協力依頼をする
・大学の福祉専攻科や福祉専門学校にボランティア協力依頼をする
・少ない指導員の人数で指導のできるわかりやすいサーキットトレーニングコースの設置やエアロビクスの動画を映すなど活動内容を吟味する。それについては、単発でよいので、障がい者の運動指導の専門家に助言を求める

以上